

第 3 次 行田市環境基本計画 (案)

行 田 市

目 次

I 環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画とは	1
2 策定の背景と目的	1
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象範囲	3
6 各主体の役割	4
7 策定体制	4

II 環境の状況と社会の動向

1 環境に関する社会の動向	5
1-1 気候変動：カーボンニュートラル	5
1-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	6
1-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	7
1-4 生活環境	8
1-5 環境保全活動	8
2 市の環境の現状	9
2-1 気候変動：カーボンニュートラル	9
2-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	13
2-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	15
2-4 生活環境	17
2-5 環境保全活動	23
3 市の環境の課題	25
3-1 気候変動：カーボンニュートラル	25
3-2 資源循環：サーキュラーエコノミー	25
3-3 自然環境：ネイチャーポジティブ	25
3-4 生活環境	26
3-5 環境保全活動	26

Ⅲ 施策の展開

1 気候変動：カーボンニュートラル	27
2 資源循環：サーキュラーエコノミー	31
3 自然環境：ネイチャーポジティブ	34
4 生活環境	36
5 環境保全活動	38
主体別の取組	39

Ⅳ 計画の推進

1 進行管理	42
2 推進体制	42
気候変動適応計画	43

I 環境基本計画の基本的事項

1 環境基本計画とは

行田市環境基本計画は、「行田市環境基本条例(以下、条例という。)」第4条及び第7条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境政策に関する基本的な計画として定めるものです。

2 策定の背景と目的

行田市（以下、本市という）では、2004（平成 16）年3月に「第1次行田市環境基本計画」を、2014（平成 26）年3月には、「第2次行田市環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を推進してきました。

この間、世界に目を向けると、SDGs の採択やパリ協定の発効など、持続可能な社会の実現のための動きが加速しています。

国では、気候変動に伴う災害発生や新型コロナウイルス感染症の影響等さまざまな課題が顕著となり、環境行政に対する責務も高度化・多様化していることから、環境・経済・社会の総合的向上を図ることを目的に、2024（令和6）年4月に「第6次環境基本計画」が策定されました。

本市では、環境政策を着実に推進するため、2022（令和4）年1月に「行田市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050（令和 32）年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロの実現を目指すことを宣言しました。

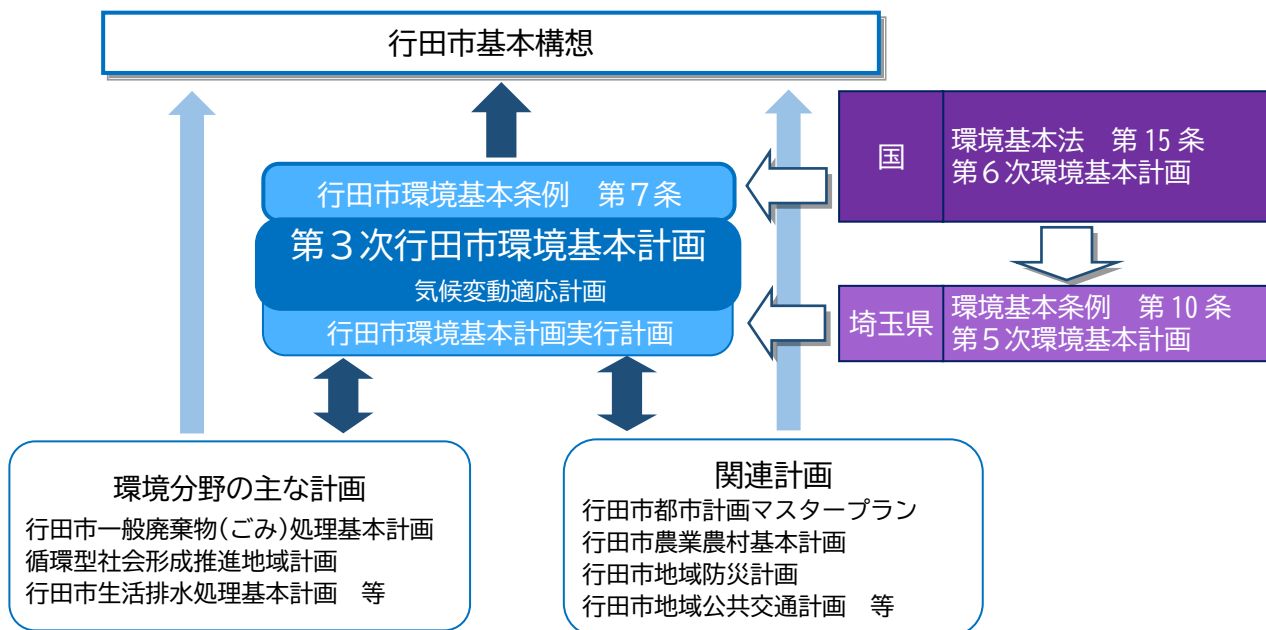
このような背景のもと、「第3次行田市環境基本計画（以下「本計画」という）」を策定し、環境保全と創造に関する施策を展開してまいります。

本計画に関する法令等の整理

年	月	内容	備考
1993（平成5）	11	環境基本法の施行	第15条（環境基本計画）
1994（平成6）	12	第1次環境基本計画の策定	
2002（平成14）	3	行田市環境基本条例の施行	第7条（環境基本計画の策定）
2004（平成16）	3	第1次行田市環境基本計画の策定	
2014（平成26）	3	第2次行田市環境基本計画の策定	
2015（平成27）	9	持続可能な開発目標（SDGs）の採択	
2016（平成28）	11	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定の発効	
2018（平成30）	6	気候変動適応法の施行	第7条（気候変動適応計画の策定）
2022（令和4）	1	行田市ゼロカーボンシティ宣言	二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す
2023（令和5）	6	GX推進法の施行	
2024（令和6）	4	第6次環境基本計画の策定	2030年及び2050年の中長期目標の達成に向けた取組みの推進

3 計画の位置付け

本計画は、国の環境基本計画、及び行田市基本構想等の環境分野の施策に準じ、環境保全と創造に関する施策を総括する計画です。また、本計画は、気候変動適応法に基づく気候変動適応計画を包含するものとします。



4 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間とします。

	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
第3次行田市 環境基本計画						
第6次（環境省） 環境基本計画						

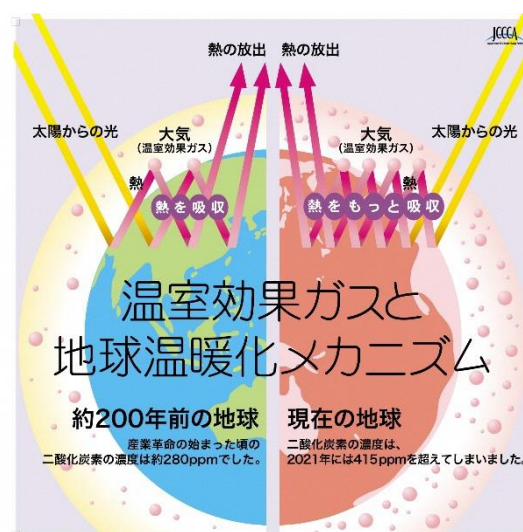
5 計画の対象範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、持続可能な社会の実現に向けた総合的なものとします。

環境の範囲	環境項目
気候変動 ：カーボンニュートラル	<気候変動> 気候変動に伴う環境への影響など <低炭素社会> 地球温暖化、エネルギーの有効利用など
資源循環 ：サーキュラーエコノミー	<循環型社会> ごみ・廃棄物、資源の循環利用など
自然環境 ：ネイチャーポジティブ	<自然共生社会> 里地・水辺、生物多様性、農業、観光・レクリエーションなど
生活環境	<安全・安心・健康> 大気、水質、騒音、悪臭、土壌、有害物質など <快適環境> 緑地、景観、公園、交通、環境美化など
環境保全活動	<協働社会> 環境情報、環境教育・環境学習、啓発活動など

● 気候変動 ●

気温及び気象パターンの長期的な変化を指しています。これらの変化は太陽活動の変化や大規模な火山噴火による自然現象の場合もありますが、1800年代以降は主に人間活動が気候変動を引き起こしており、その主な原因は、化石燃料（石炭、石油、ガスなど）の燃焼により、温室効果ガスが発生し地球を覆い太陽の熱を閉じ込め、気温が上昇します。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

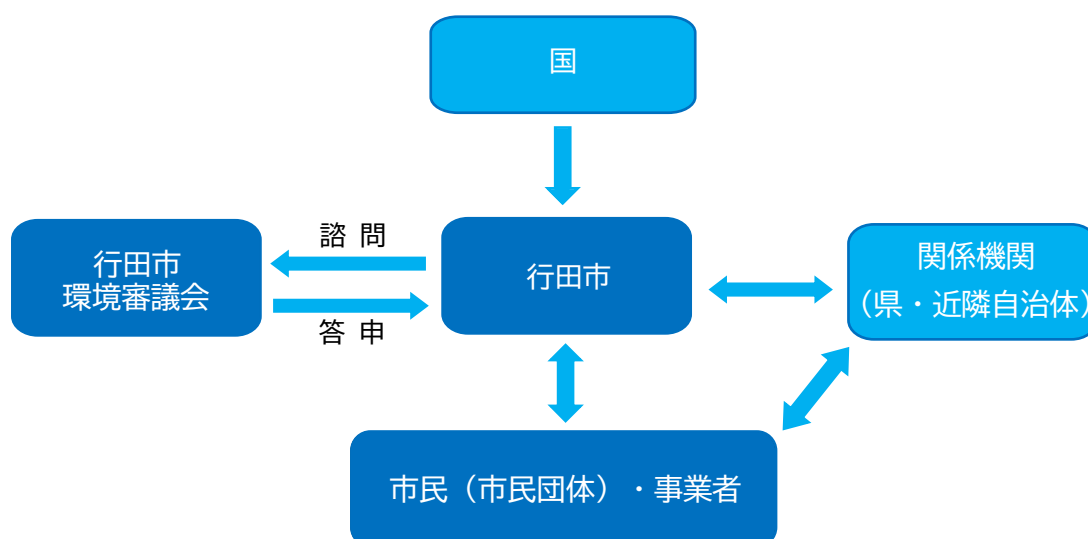
6 各主体の役割

本計画は、市民と事業者及び市が、相互に役割を分担し連携・協力しながら推進するものとします。

市民の役割	環境の保全及び創造への関心と理解を深める 日常生活での環境負荷の低減と周辺への配慮 環境保全への積極的な行動 市の環境施策への積極的な協力
事業者の役割	事業活動に伴う公害の防止と自然環境の適正な保全 事業活動での環境負荷の低減と周辺への配慮 環境保全への積極的な行動 市の環境施策への積極的な協力
市の役割	環境施策の策定と実施 環境に関する情報提供と市民・事業者とのネットワークの構築 市民・事業者の環境保全活動への支援 国との整合、県・他自治体と連携した取組み

7 策定体制

本計画は、行田市環境審議会に諮問するとともに市民、事業者及び市が協力して策定するものとします。



Ⅱ

環境の状況と社会の動向

1 環境に関する社会の動向

1-1 気候変動：カーボンニュートラル

世界の状況【パリ協定の採択など】

- 2016（平成 28）年に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が発効されました。産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を 2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとしています。
- 気候変動の影響に向け、適応の長期目標の設定と各国の適応計画プロセスや行動の実施が求められています。

国の状況【地球温暖化対策計画、気候変動適応計画】

- 2016（平成 28）年の地球温暖化対策計画では、2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年比で 26%削減（2021（令和 3）年の改定では 46%削減）するとしています。また、2050（令和 32）年までに全体の温室効果ガス排出ゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。
- 2018（平成 30）年に気候変動適応法が公布され、2021（令和 3）年に気候変動適応計画が閣議決定されました。

埼玉県状況【埼玉県地球温暖化対策実行計画】

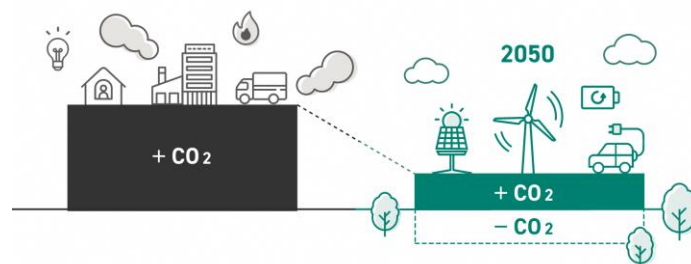
- 2020（令和 2）年に策定した第 2 期埼玉県地球温暖化対策実行計画では、2030（令和 12）年の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年比で 26%削減（2022（令和 4）年の改正では 46%削減）のほか気候変動の緩和と適応の推進を定めています。

● カーボンニュートラル ●

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味しています。

日本は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

“排出を全体としてゼロ”というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの“排出量”から、植林、森林管理などによる“吸収量”を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルを達成するためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化する必要があります。



出典：環境省

世界の状況【G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組】

○2019（令和元）年の「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」では、2050（令和 32）年までに海洋プラスチックによる追加汚染をなくすことが合意されました。

国の状況【循環型社会形成推進に向けた取組み】

○2018（平成 30）年に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画では、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環等、7つの政策の柱を掲げています。

○2019（令和元）年に策定したプラスチック資源循環戦略では、『3R + Renewable』とする基本原則を定めています。

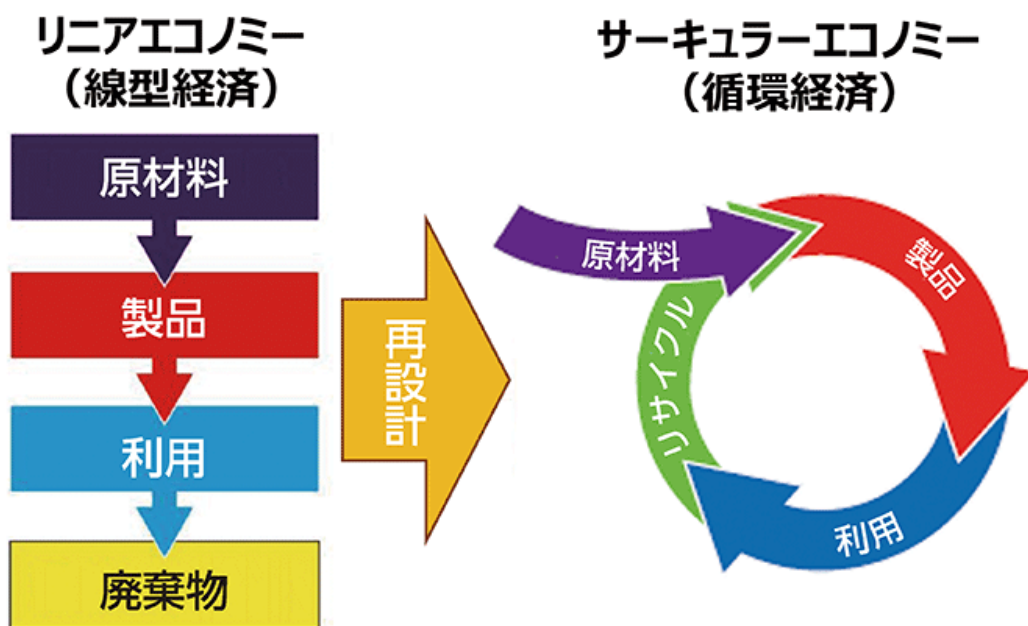
○2019（令和元）年に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、食品ロスの削減に向けた取組みを求めています。

埼玉県の状況【埼玉県廃棄物処理基本計画】

○2021（令和3）年に策定した第9次埼玉県廃棄物処理基本計画では、将来像に“県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現”を掲げ、4つの基本方針のもとに食品ロス削減、広域化・集約化も含め定めています。

● サークュラーエコノミー ●

サーキュラーエコノミーとは、大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進む、リニアエコノミー（線型経済）から、あらゆる段階で資源の効率的・循環的利用を図り、資源の投入量や消費量、廃棄を最小限に抑えることと、新しい産業や雇用の創出までを含めた「経済システム」のことです。



出典：環境省

世界の状況【自然と共生する世界の実現】

○2022（令和4）年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2030（令和12）年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。また、2050（令和32）年のビジョンでは「自然と共生する世界の実現」を掲げ、2030（令和12）年のミッションでは“自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる”としています。

国の状況【生物多様性国家戦略】

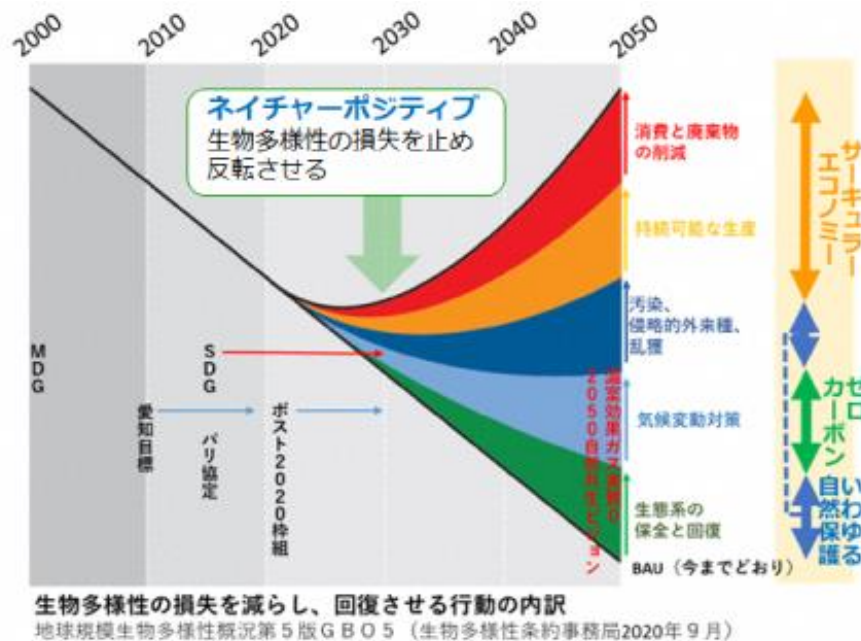
○2023（令和5）年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。2030（令和12）年までにネイチャーポジティブの実現を目指し、生態系の健全性の回復、ネイチャーポジティブ経済の実現等、5つの基本戦略、基本戦略ごとの15個の状態目標、25個の行動目標を設定しています。

埼玉県の状況【生物多様性保全戦略】

○2018（平成30）年に生物多様性保全戦略を策定し、森林の豊かな環境を守り育て、里地里山の多様な生態系ネットワークの形成、都市環境における緑の創出、人と自然が共生する社会づくりを定めています。〈2024（令和6）年に新たな生物多様性保全戦略を策定しています。〉

● ネイチャーポジティブ ●

ネイチャーポジティブとは、「自然再興」のことで、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指します。これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済を含め社会全体で改善を促しています。生物多様性国家戦略 2023-2030 で 2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。



出典：環境省

1-4 生活環境

世界の状況【公害防止に向けた技術開発】

- 人口の増加や発展による大気汚染、水質汚濁が深刻な問題となっています。
- 公害防止に向け先進的な技術開発が世界中で行われています。

国の状況【各種法令の整備】

- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の各種法令の整備により公害は減少しています。
- 工場等から日常生活に起因する生活環境への影響が増えています。

埼玉県状況【監視測定による公害への対応】

- 環境に関する各種法令、埼玉県生活環境保全条例の整備により、工場等からの公害は減少しています。
- 法や条例で規制されない工場や近隣からの生活環境への影響が増えています。
- 大気汚染物質の常時監視測定結果によると、大気環境基準項目のうち光化学オキシダントは、環境基準以上となっています。

1-5 環境保全活動

世界の状況【持続可能な開発のための教育に向けた取組み】

- 持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development: ESD）が重要とされ、国連で“ESDに関するグローバル・アクション・プログラム”が採択されました。
- 2006（平成 18）年に投資家に対し、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）を考慮した ESG 投資を促しました。

国の状況【環境教育等による環境保全の取組み】

- 2003（平成 15）年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を施行しました。
- 2018（平成 30）年に“環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針”が見直され、地域や企業の体験の機会の場の積極的な活用を図ることを定めています。

埼玉県状況【環境美化活動や担い手の育成】

- 里山等の豊かな自然環境の保全や環境美化の活動を、県民や市民団体、企業と連携して進めています。
- 県内の施設や自然を活用した環境学習・環境教育の実施、環境保全活動の担い手の育成を行っています。

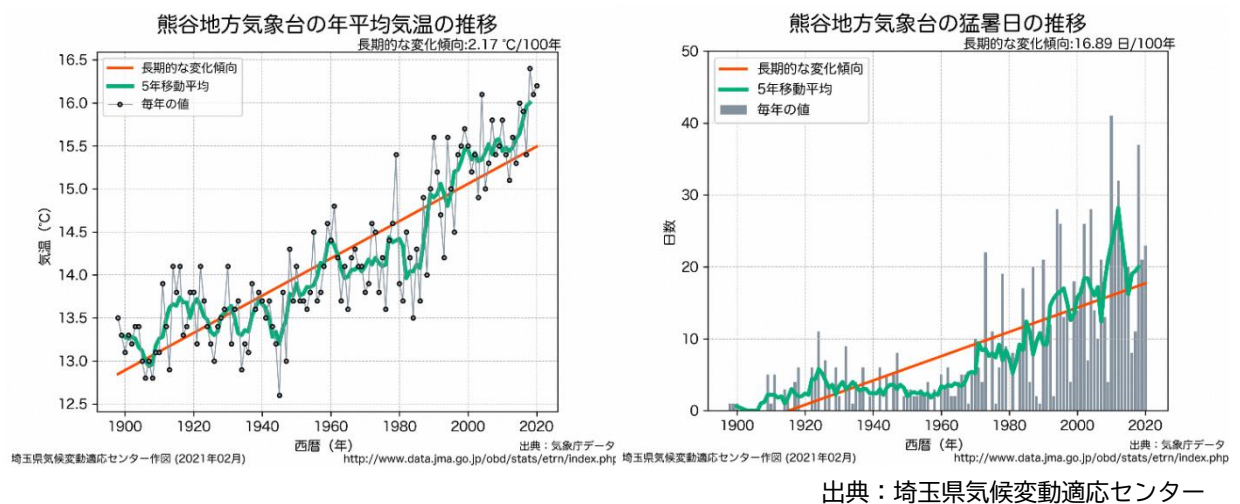
2 市の環境の現状

2-1 気候変動：カーボンニュートラル

気候変動・温暖化対策は喫緊の課題として広く知られるようになり、さまざまな取組みが実施されています。照明の LED 化や省エネ家電、ハイブリッド車への買い替え、太陽光発電システムの導入等は急速に進んでいます。本市では、2022（令和4）年1月に行田市ゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

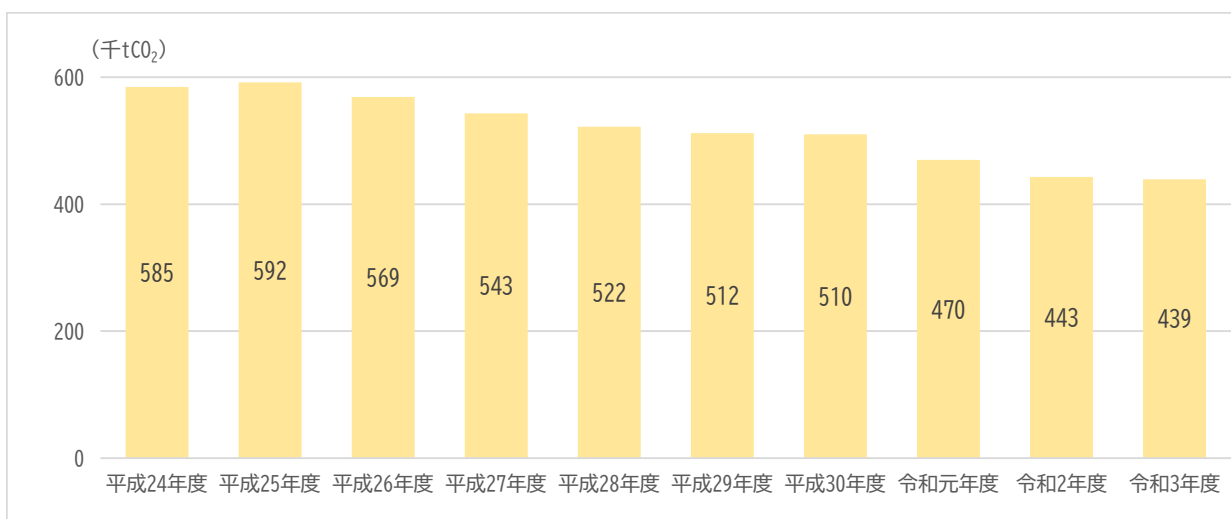
（1）気候変動

本市近傍の熊谷地方気象台での長期的な変化の傾向は、年平均気温は $2.17^{\circ}\text{C}/100$ 年、猛暑日は 16.89 日/100 年とそれぞれ上昇・増加傾向で推移しており、温暖化の影響が懸念されています。県内でも、気候変動による農作物、生態系等への影響が見られています。



（2）温室効果ガス排出量

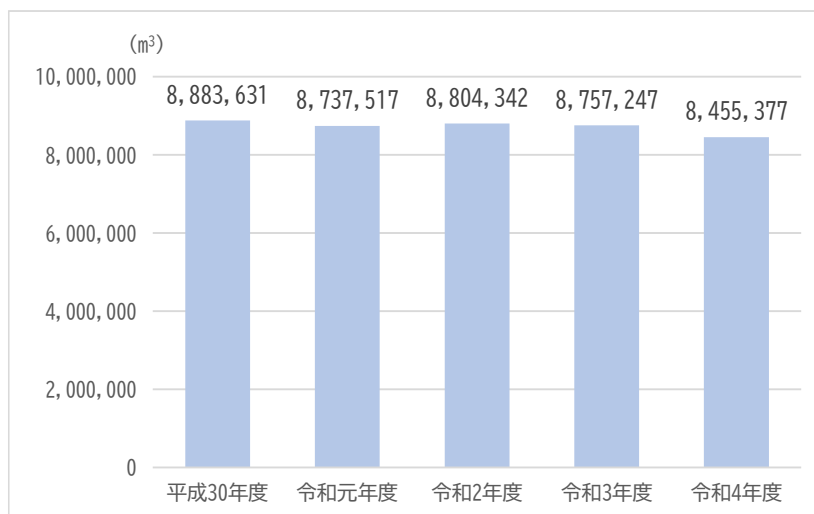
埼玉県気候変動適応センターでは、最も影響の大きい温室効果ガスである二酸化炭素濃度の精密観測を行っています。市内における温室効果ガスは、減少傾向にあります。



出典：埼玉県気候変動適応センター

(3) 水道の使用状況

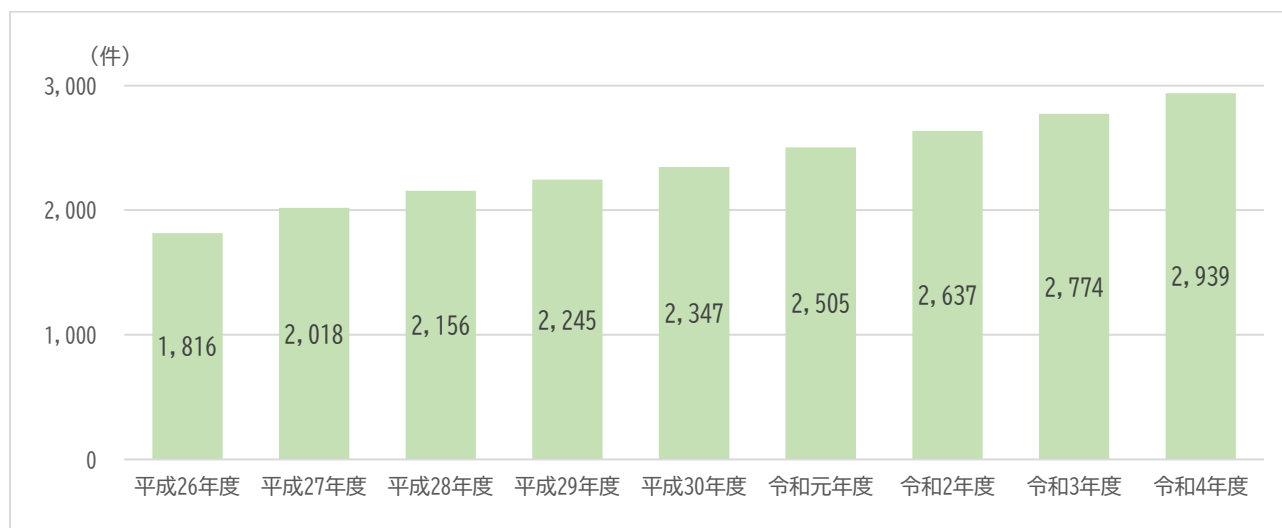
水道供給量は、近年減少傾向となっています。



出典：統計ぎょうだ

(4) 太陽光発電の利用状況

太陽光発電システムの住宅への累積設置件数は、集計を始めた平成 26 年度の 1,816 件から令和 4 年度には 2,939 件となっています。



出典：統計ぎょうだ

(5) 代替エネルギーの利用

プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、2028（令和10）年の稼働を目指している新ごみ処理施設において、現在の燃やせないごみから燃やせるごみに分類を変更し、焼却処理による熱エネルギーの回収「サーマルリカバリー」での代替エネルギーを利用予定です。現時点で実施可能性が高い再生可能エネルギーは、太陽熱や温度差熱等があります。

さまざまなエネルギー（電力）供給

発電の形態	概 要	実施の可能性
再生可能エネルギー		
太陽光発電	シリコン半導体に光が当たることで電気が発生する特性を生かし全世界で普及。2020年の全発電量の8.5%を担う。	◎
風力発電	ブレード（羽）に風が当たることで風車を回し発電する。陸上・洋上でも発電できる。	×
水力発電	ダムなどで標高の高い場所から低い場所へ水を流し、水車を回すことで発電する。	×
バイオマス発電	動植物由来の再生可能資源を燃やすなどして蒸気タービンを回し発電する。全電力量の3.2%を担う。	△
地熱発電	地下のマグマを熱源とした蒸気による発電方法。常時発電できるメリットがある。	△
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを集めて熱媒体を温めることで給湯や冷暖房の運転エネルギーを作る方法。	○
温度差熱利用	地下水や河川水、下水などを熱源とする。熱源が身近にあり、近年注目されている。	○
地中熱利用	地面から200m程度の深さに溜まっている熱のことで、外気に左右されず利用可能。	○
雪氷熱利用	冬に降った雪や外気で凍らせた氷を保管しておき、冷熱が必要となる夏場に活用する方法。	×
原子力発電	東日本大震災以降、安全性が疑問視されてきたが、2030年実現を目指すエネルギーミックス水準で重要な主力電源となる。	×
石油・石炭・天然ガス	民間企業による自主開発の促進で、高効率火力発電の有効活用を進め、電源構成比率56%水準を目指している。	○
その他		
焼却施設	焼却処理による熱エネルギー回収による「サーマルリカバリー」を進め、現実的なエネルギー供給体制となる予定。	—

凡例 ◎：既に実施 ○：実施の可能性が高い △：実施の可能性が低い ×：実施の可能性がない

(6) LED照明等への転換

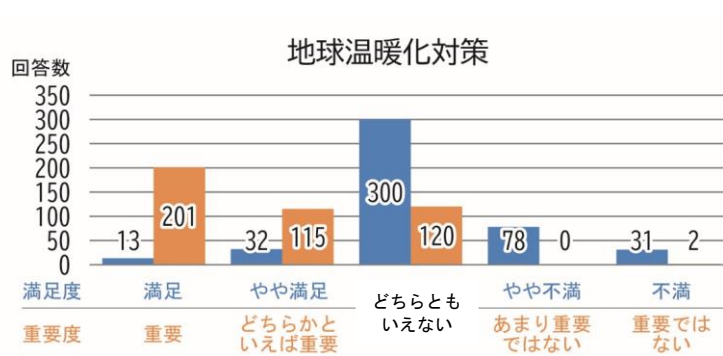
電力消費の少ないLED照明といった機器への転換を進めることにより、地球環境への負荷を可能な限り抑える必要があります。その他、積極的な省エネルギー家電等への切り替えも重要となります。



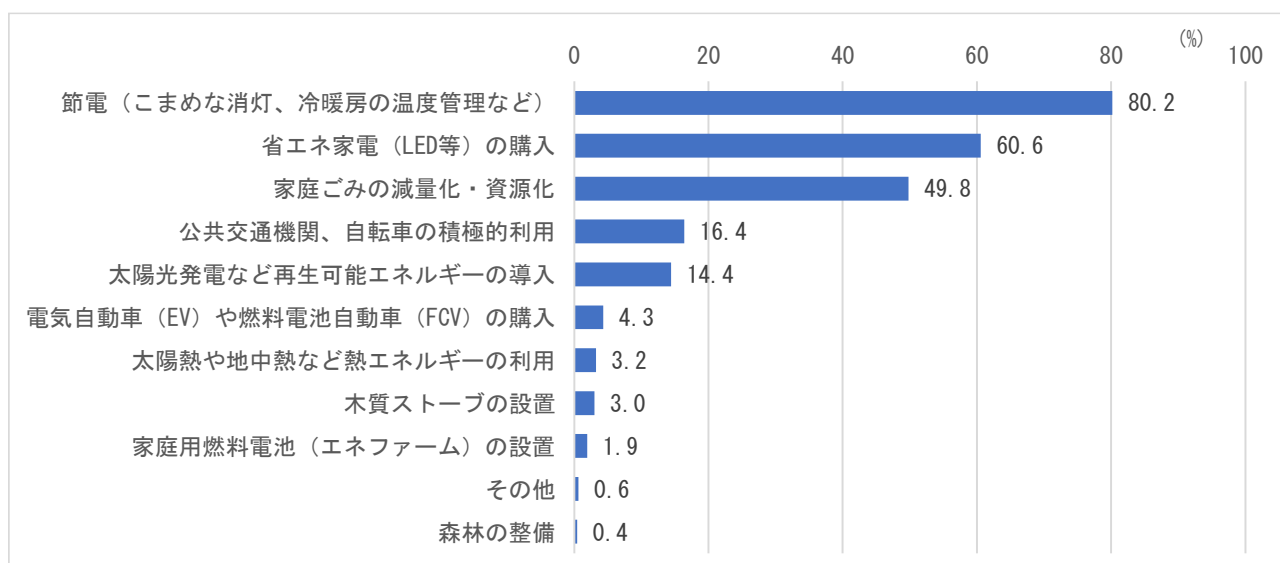
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター (JCCCA)

(7) 市民の意識

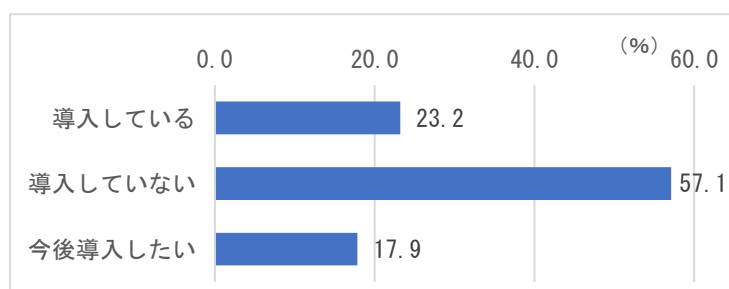
地球温暖化対策は重要と感じているものの、現状への満足度は低い傾向となっています。



節電や省エネ家電の購入、ごみの減量化・資源化への取組み



事業者の太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入については、導入している・今後導入したいが約4割となっています。

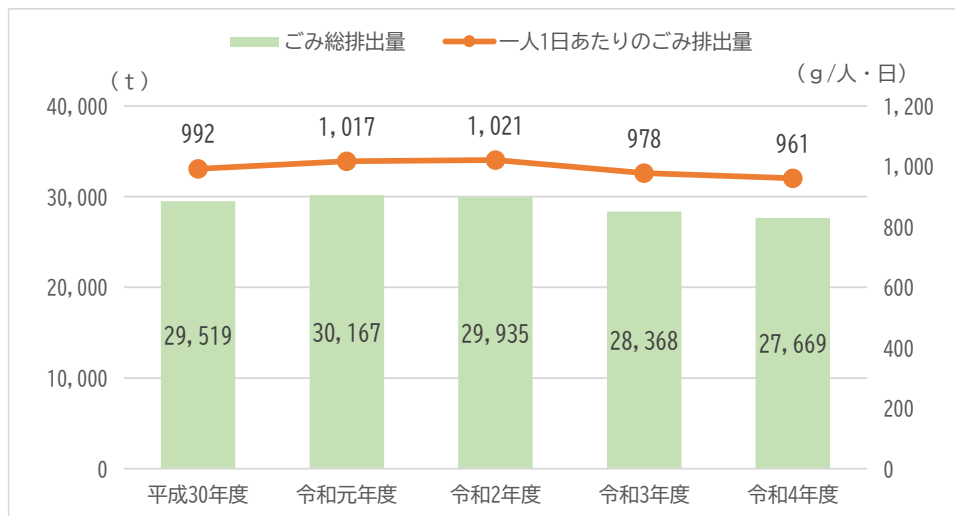


2-2 資源循環：サーキュラーエコノミー

一般廃棄物の排出量は、長く増加傾向で推移していましたが近年は減少傾向となっています。また、ごみ集積所での未分別件数についても、減少傾向となっています。

(1) ごみ排出量・資源化率

本市では、一般廃棄物の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物を分別収集し、処理を行っています。令和4年度のごみ排出量は 27,669 トンで、一人1日あたりのごみ排出量は、961g/人・日、資源化率は 19.3%となっています。

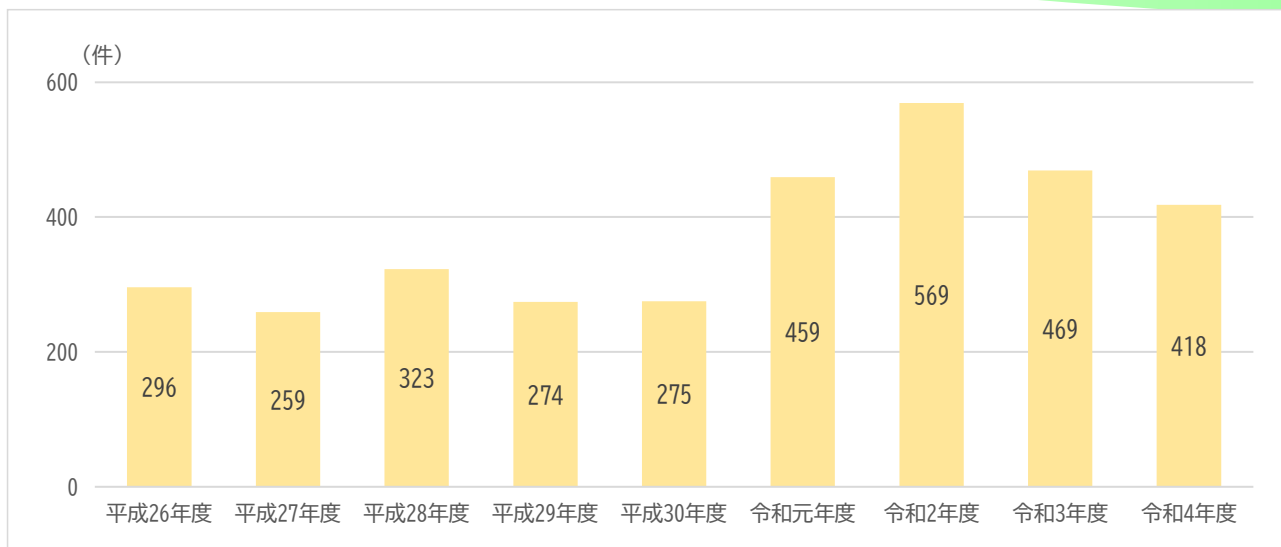


ごみ排出量・一人1日あたりのごみ排出量の推移



資源化率の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査

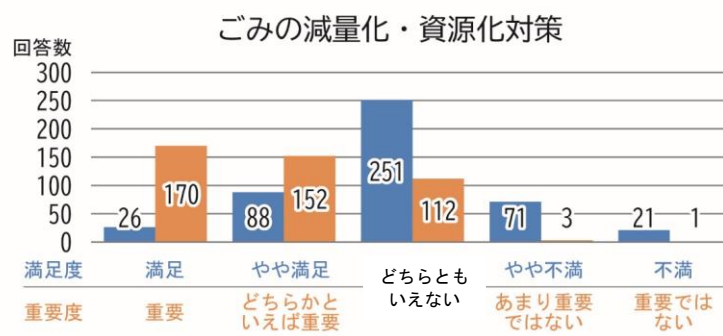


ごみ集積所での未分別件数

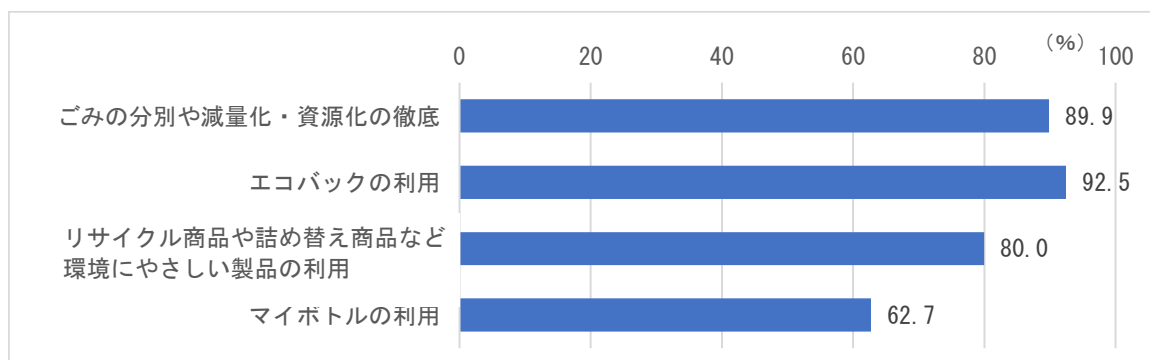
出典：環境課

(2) 市民の意識

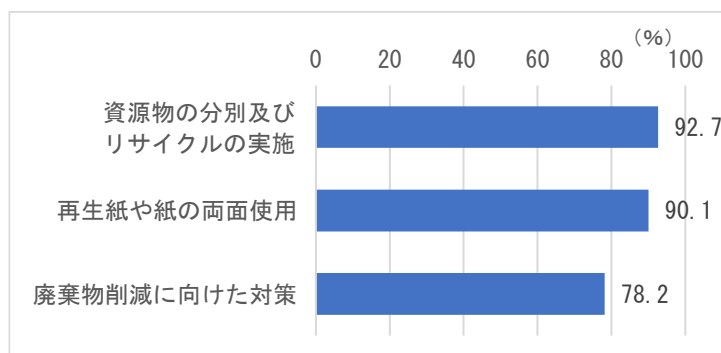
廃棄物の減量化・資源化は重要であると感じており、現状にはやや満足している傾向となっています。



日常生活では、多くの市民がごみの減量化・資源化やごみの発生抑制に取り組んでいます。



事業者も、廃棄物の減量化・資源化に向けた取り組みを行っています。



2-3 自然環境：ネイチャーポジティブ

本市には、さきたま古墳公園や水城公園、古代蓮の里、総合公園等の大規模な公園に加え、屋敷林や社寺林等と水田等の緑地環境があります。しかし、開発行為や不法投棄等により動植物の生息・生育空間は減少し、さらに外来動植物も確認されています。

(1) 河川

市内には、利根川、星川、忍川などの大小の河川や、酒巻導水路・見沼代用水などの幹線農業用水路、利根川と荒川を結ぶ武蔵水路が流れています。

これら水路の水は隣接する周辺地域にも供給されており、重要な役割を果たしています。

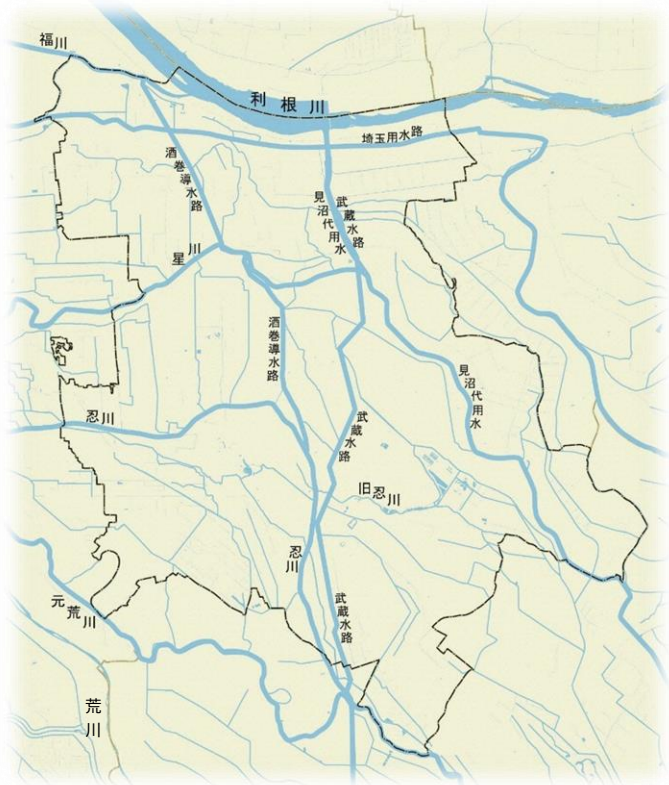
(2) 動植物

令和4年度の自然環境調査では、植物13種、鳥類8種、爬虫類3種、昆虫類5種の希少種が確認されました。なかでもキタミソウは、環境省のレッドリスト（2020）で絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック2011植物編で絶滅危惧ⅠB類に選定されており、非常に貴重な植物です。



キタミソウ

アライグマは令和3年度で205頭、令和4年度で144頭を計画防除、クビアカツヤカミキリは令和3年度で1,936個体、令和4年度で3,970個体が報告され、個体数が急増しています。



一方で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に指定されるアライグマ、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギクなども確認されています。

これら外来生物は、在来の動植物の生息・生育に悪影響を与える恐れがあります。

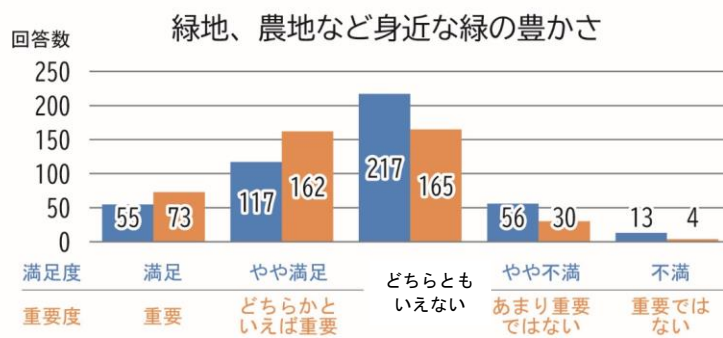


クビアカツヤカミキリ

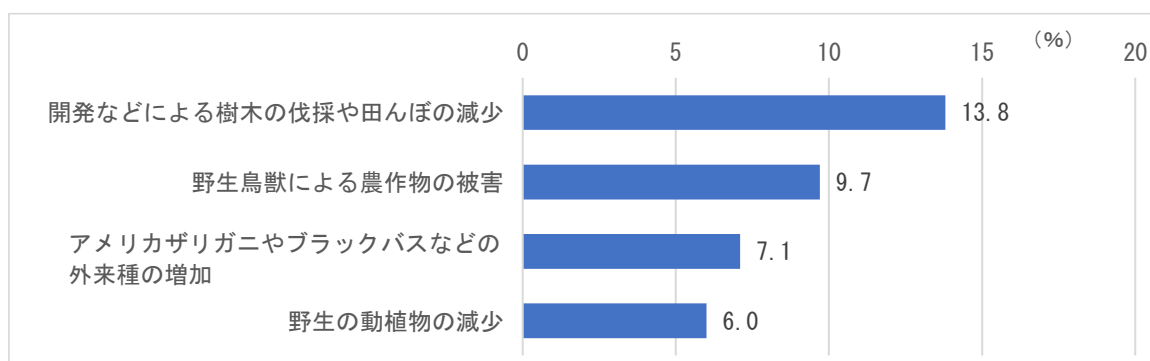
出典：埼玉県環境科学国際センター

(3) 市民の意識

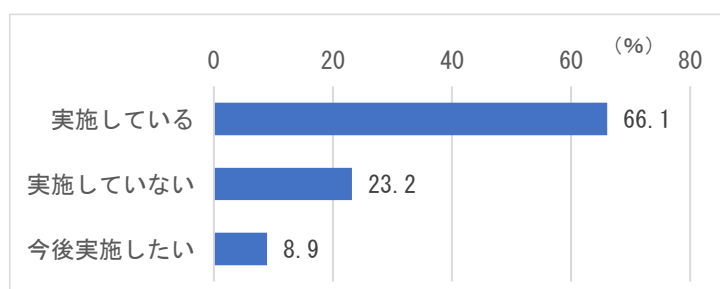
身近な緑の豊かさへの重要度と満足度はどちらも高い傾向となっています。



自然環境への関心は低い傾向となっています。



事業者の植樹や下草刈りなどの緑地の再生・整備については、約7割が実施しています。



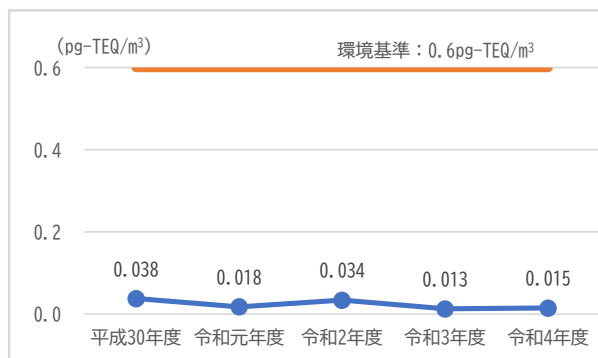
古代蓮の里や公園の写真

2-4 生活環境

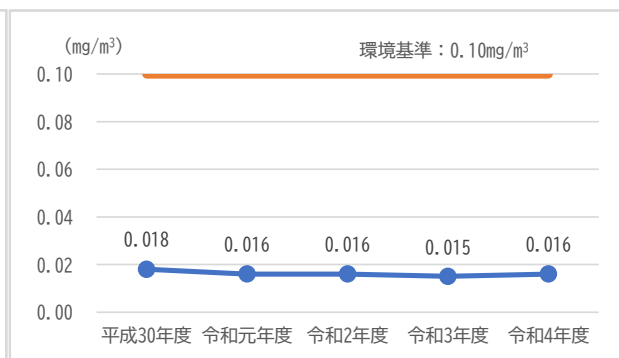
光化学オキシダント以外の大気環境項目、公共用水域の一部を除く項目、道路交通騒音はおおむね環境基準値以下となっています。しかしながら、野外焼却や日常生活で不快に感じる感覚公害による相談が、一定数寄せられています。

(1) 大気

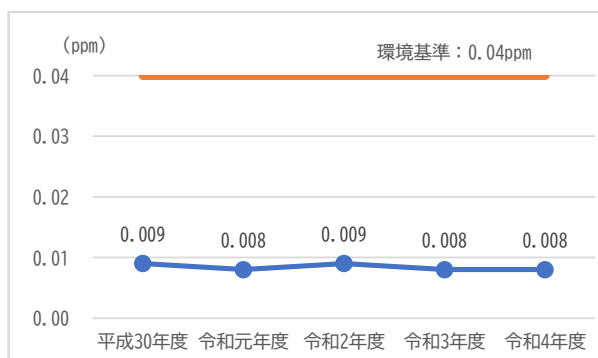
大気汚染物質であるダイオキシン類[DXN]、浮遊粒子状物質[SPM]、二酸化窒素[NO₂]、微小粒子状物質[PM_{2.5}]、二酸化硫黄[SO₂]の濃度は、環境基準値以下となっています。



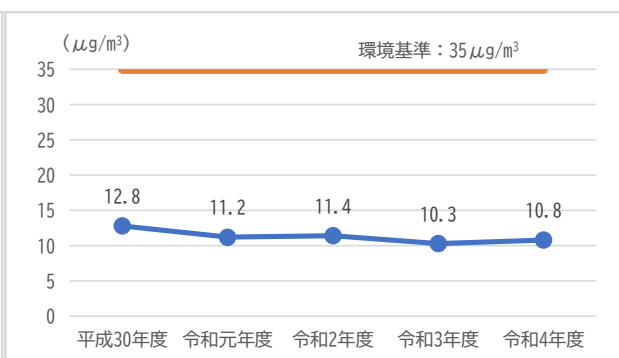
ダイオキシン類[DXN]



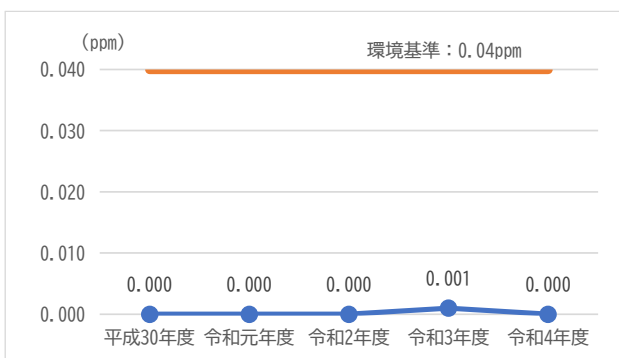
浮遊粒子状物質[SPM]



二酸化窒素[NO₂]



微小粒子状物質[PM_{2.5}]



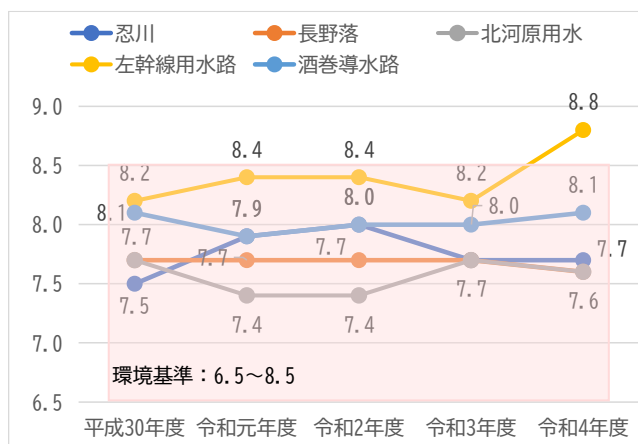
二酸化硫黄[SO₂]

大気常時監視測定局 写真

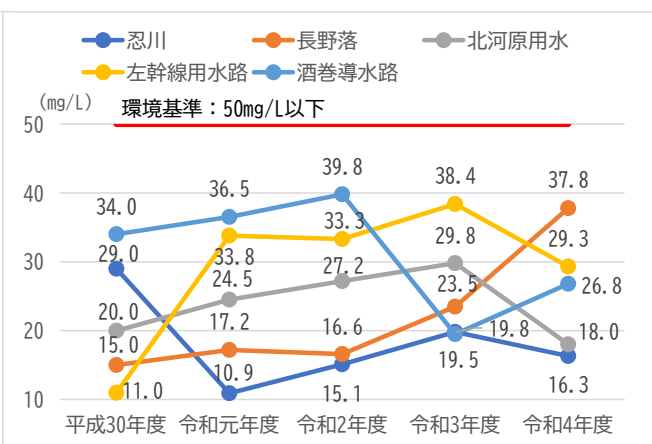
資料：環境課

(2) 水質

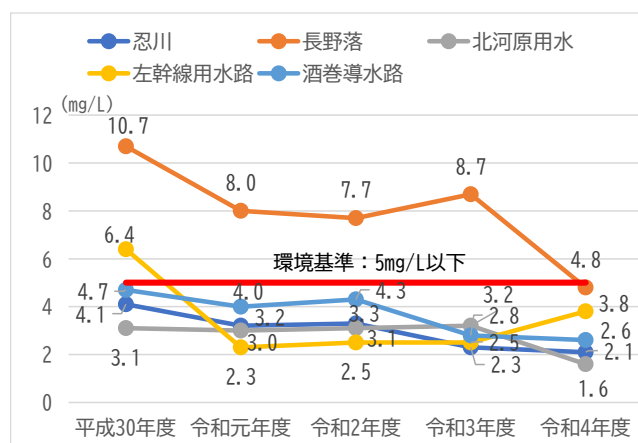
市内を流れる忍川、長野落、北河原用水、左幹線用水路及び酒巻導水路の5河川で水質調査を行っています。調査項目は、水素イオン濃度指数[pH]、浮遊物質質量[SS]、生物化学的酸素要求量[BOD]、溶存酸素量[D0]で全5河川においては、おおむね環境基準値を達成しています。



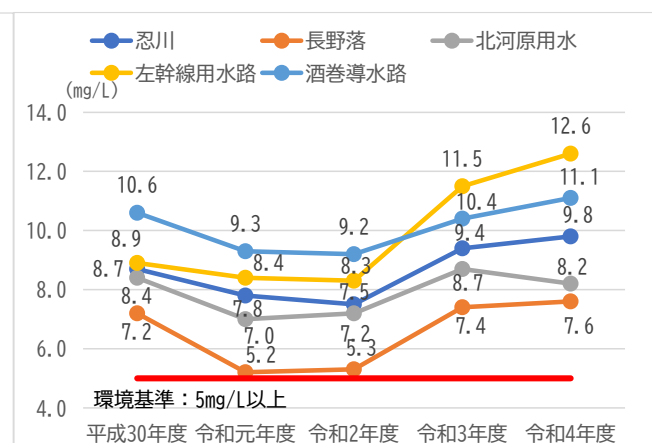
水素イオン濃度指数[pH]



浮遊物質質量[SS]



生物化学的酸素要求量[BOD]



溶存酸素量[D0]

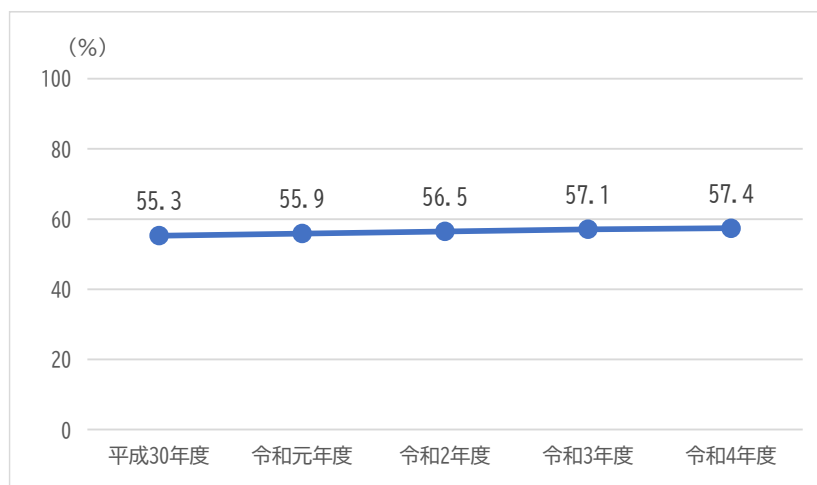
※年間の平均値

出典：環境課

水質検査中の写真

(3) 下水道

令和4年度の下水道普及率は 57.4%となっており、平成 30 年度から 2.1%向上しています。



出典：下水道課

(4) 土壌

令和4年度の土壌中ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）の調査結果は、見沼元圦公園で 6.8pg-TEQ/g、持田南公園で 7.3 pg-TEQ/g、つるまき公園で 0.68 pg-TEQ/g で、前年度までの各調査地点における結果を含め、環境基準値（1,000 pg-TEQ/g）以下となっています。

単位：pg-TEQ/g

年度	馬見塚公園	鶴土井公園	地域文化センター	見沼元圦公園	持田北公園	持田南公園	埼玉公民館	太子公園	武蔵公園	つるまき公園
平成30年度	0.37	2.40	0.37							
令和元年度				7.00	1.10		24.00			
令和2年度			1.10					8.40		
令和3年度	0.40	5.60	0.70						5.80	
令和4年度				6.80		7.30				0.68
平均	0.39	4.00	0.72	6.90	1.10	7.30	24.00	8.40	5.80	0.68
環境基準値	1,000以下									

出典：環境課

(5) 騒音・振動

道路騒音の調査結果は、6地点のうち3地点で環境基準値以下となっています。

また、工場や事業所などに対する苦情発生の際には、法律や条例に基づいて指導しています。

路線名	測定地点の所在地	等価騒音レベル (dB)			
		昼間			
		R2	R3	R4	環境基準
一般国道17号	小敷田地内	65	68	68	70
一般国道17号	城西5丁目地内	59	59	59	70
一般国道17号	持田地内	63	62	62	70
一般国道17号	下忍地内	71	67	67	70
一般県道熊谷羽生線 (旧国道125号)	城西4丁目地内	66	71	71	70
一般県道熊谷羽生線	斎条地内	58	58	58	70

路線名	測定地点の所在地	夜間			
		R2	R3	R4	環境基準
		R2	R3	R4	環境基準
一般国道17号	小敷田地内	63	66	69	65
一般国道17号	城西5丁目地内	59	59	59	65
一般国道17号	持田地内	62	61	61	65
一般国道17号	下忍地内	70	68	68	65
一般県道熊谷羽生線 (旧国道125号)	城西4丁目地内	63	69	69	65
一般県道熊谷羽生線	斎条地内	48	49	49	65

資料：環境課

(6) 公害相談

令和4年度の相談件数は令和元年度に比べ、すべての項目で相談件数が減少しており、特に大気や悪臭に関する相談件数の減少が顕著となっています。

	公害相談件数						
	大気	騒音	振動	悪臭	水質	その他	合計
令和元年度	20	18	2	18	9	6	73
令和2年度	23	19	2	4	10	6	64
令和3年度	17	18	1	3	4	3	46
令和4年度	13	14	1	5	4	1	38

資料：環境課

野 外 焼 却 に つ い て

● 野外焼却 ●

今も苦情や相談がある身近な環境問題として野焼きがあります。

昔は、自宅の庭や畑等で枝や枯葉、家庭ごみを燃やしていました。しかし、現在は、廃棄物を屋外で焼却する野焼きや法律に適合しない焼却炉及びドラム缶等を使用しての焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例」で工場・事業所だけでなく一般家庭においても原則禁止とされています。

また、違反した場合には、罰則等が課せられます。

市ではホームページ等で引き続き周知を行っていきます。

なぜ野外焼却はいけないの？

次にあげるような影響を周囲に与え、苦情の原因にもなっています。

- ◆ ダイオキシン類等の発生の可能性
- ◆ 煙やにおい
- ◆ 灰や燃えカスの飛散
- ◆ 火の粉の飛散による火災

野 外 焼 却 禁 止 の 例 外

ただし、次にあげるような場合には例外として扱われますが、近隣から苦情があった場合や煙が交通の妨げになる等、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となる場合があります。

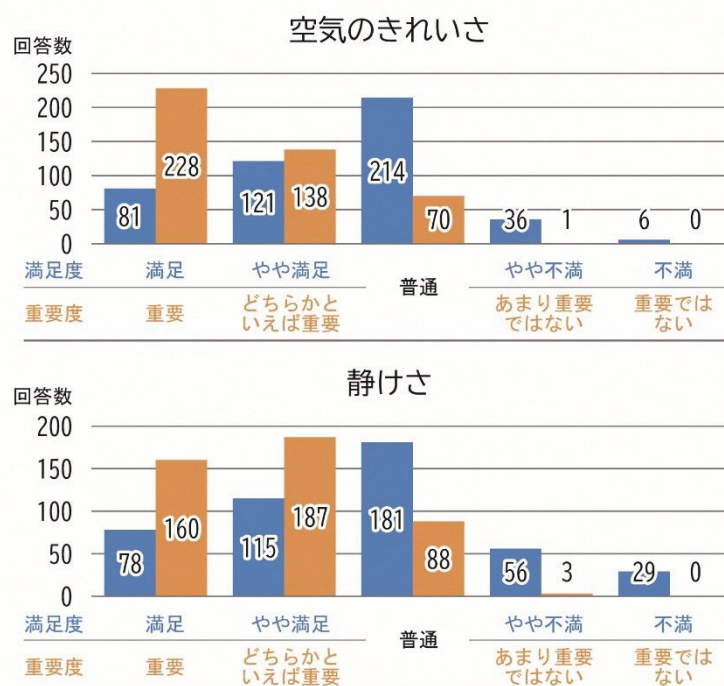
また、禁止規定の例外に該当するのは、あくまで例外事例の目的に沿ったものに限られます。

- ◆ 国や地方公共団体が施設の管理を行うために必要な焼却
(例：河川管理者による伐採した草木等の焼却)
- ◆ 災害の予防・応急対策・復旧のために必要な焼却
- ◆ 風俗慣習上や宗教上の行事のために必要な焼却
(例：どんど焼き、門松やしめ縄等の焼却)
- ◆ 農業、林業、漁業を営むためやむを得ない焼却
(例：農業者の稲わら、林業者の枝等)
- ◆ たき火その他日常生活を営む上で、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例：たき火やキャンプファイヤー等)

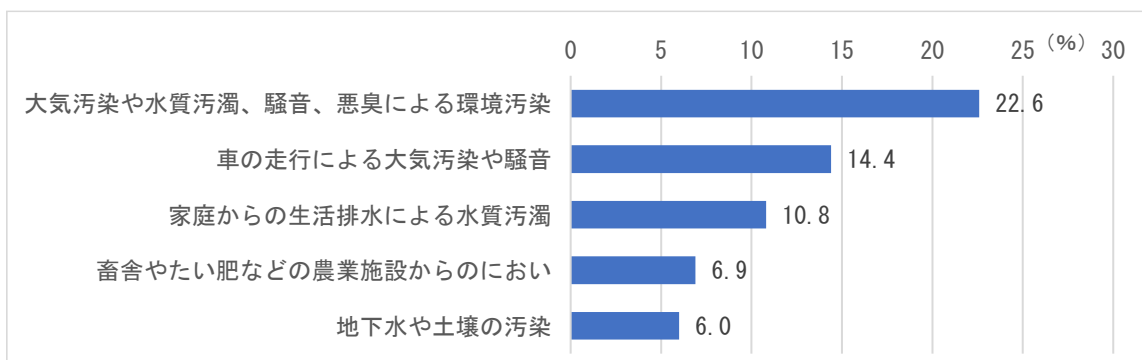


(7) 市民の意識

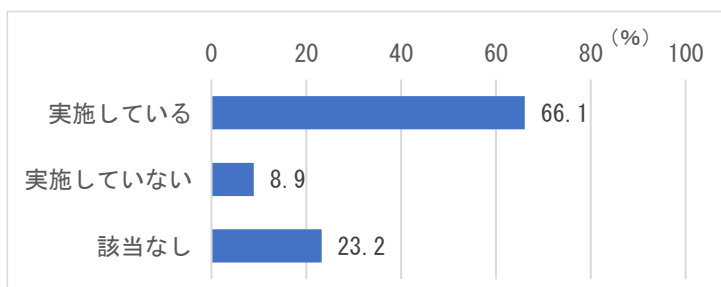
空気のきれいさと静けさとも重要と感じており、現状への満足度は高い傾向にあります。



身近な空気や水、音、においへの関心は一定数あるものの、あまり高くありません。



事業者による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の防止などの対策は、約7割で実施されています。



2-5 環境保全活動

本市では、市民・事業者の環境への関心や理解を深めるため、さまざまな媒体を用いて環境に関する情報を発信し、協働で環境保全活動を行っています。また、小学校をはじめとする学校の現場で環境教育を実施しています。

(1) 緑化

本市では、身近な緑の保全として、農地や工場、教育機関等で緑化の推進を図っています。

多面的機能交付金事業に関わる農地では、良好な農地環境を保全するとともに、冬季のグラウンド・カバー・クロープ（プランツ）などの導入により土壌の流失防止に併せ緑化に寄与しています。工場等の駐車スペースをインターロッキング化することで植物の生育を促すなど、様々な取組みが見られます。

小中学校等の教育機関では、ゴーヤなどによるグリーンカーテンの取組みも実施しています。

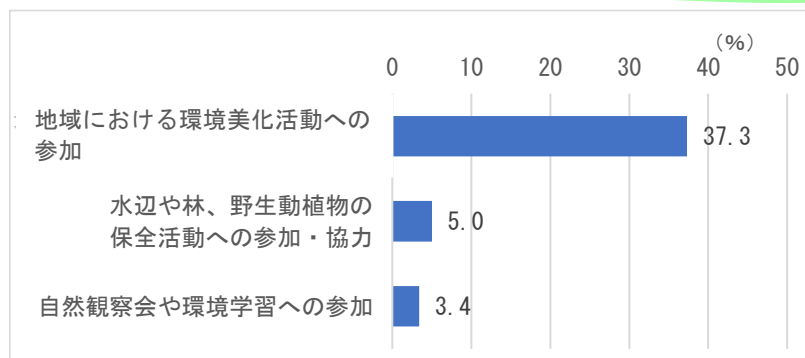
(2) 市民活動団体の取組み

本市では、さまざまな市民活動団体が環境配慮活動を行っています。その内、行田市市民公益活動団体として登録されている主な団体は以下のとおりです。

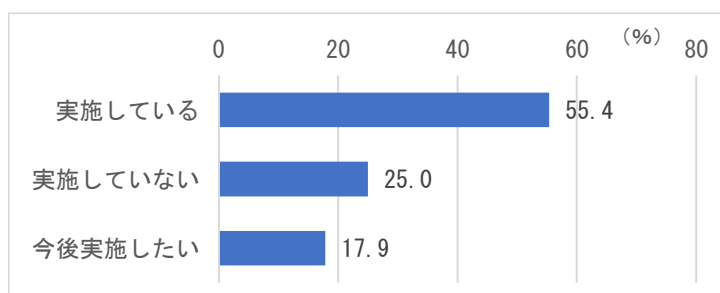
団体名	活動内容
行田ナチュラリストネットワーク	・ 行田の水辺の自然を象徴する「キタミソウ」の保護 ・ 前玉神社「ふるさとの森」の手入れ ・ 星空観察会の開催 ・ 自然観察会の開催 ・ 行田の自然の調査、研究 ・ 行田の自然に関する刊行物の作成
古代蓮の里ホタルの会	・ ハイケボタルの幼虫を育てて、古代蓮の里ホタルの川に放流 ・ ホタルの棲める環境づくり
行田環境市民フォーラム	・ 市内小学校5年生向けの環境出前学習 ・ 一般市民向けの公開学習会（年3回）の開催 ・ 埼玉県実施の「エコライフDAY」の参加支援（年2回、夏・冬）
NPO法人ふるさと創生クラブ	・ 西小学校1年生下校付添パトロール ・ 1,2年生自然観察（当クラブビオトープ）支援 ・ 体育授業などの支援（昔の遊び） ・ 青色パトロール車運行（週1回） ・ 河川の浄化など（用水路、排水路） ・ 夏休み、冬休みふるさと子ども教室
忍川の自然に親しむ会	・ 忍川の清掃、生き物調査、看板の設置など
カヌーで川のゴミ掃除	・ 川や堤防の清掃活動

(3) 市民の意識

環境美化活動への参加は約4割となっているものの、野生動植物の保全活動や自然観察会などへの参加は少なくなっています。



事業者の従業員への環境教育の実施は5割を超えており、意識が高いことがうかがえます。



出前講座の様子

3 市の環境の課題

本市では、これまでも環境の保全に向け市民・事業者と連携して取り組んできました。新たな環境基本計画策定にあたり、環境を取り巻く社会情勢、環境の現状、市民・事業者の意識から抽出した主な課題は次のようになります。

3-1 気候変動：カーボンニュートラル

市民や事業者の地球温暖化対策への関心は高く、省エネ製品やハイブリッド車、電気自動車の利用、再生可能エネルギーの導入など、それぞれ主体別に取り組んできました。しかし、世界各地で地球温暖化による異常気象が発生しており、温室効果ガスの排出量削減と吸収量の確保が喫緊の課題となっています。

本市では、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロに向け、令和4年1月に「ゼロカーボンシティ宣言」をしました。市民・事業者・市が連携し、ゼロカーボンシティの達成に向け、より一層の行動が求められています。

本市には、大きな森林はありませんが、屋敷林や農地、公園などの緑の保全や創出による温室効果ガス吸収源の確保、温室効果ガス削減に向けた生活様式の確立や、省エネ製品、電気自動車や燃料電池車などの普及に加え、再生可能エネルギーや代替燃料などの新エネルギー、幅広い創エネを推進する必要があります。また、市内の公共交通の利便性の向上と温室効果ガス排出量削減を両立した、次世代型の公共交通システムの構築が求められています。

3-2 資源循環：サーキュラーエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムから、資源が循環し廃棄物を最小限に抑える社会経済システムへの転換が求められています。市民や事業者の廃棄物の減量化・資源化への関心は高くさまざまな取組みが実施され、ごみの排出量は減少しています。しかし、廃棄物の資源化率は、年々低下傾向で推移しています。近年、食品ロスやプラスチック類に関する法整備が進み、新たな施策の取組みが必要とされています。

また、本市のごみ処理施設は老朽化が進んでいることから、新たなごみ処理施設の整備が進められています。新たなごみ処理施設の稼働を契機に、温室効果ガス排出量の削減に加え、天然資源の消費を減らすため、さらなるごみの減量化・資源化に向け、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動の普及啓発を推進する必要があります。

3-3 自然環境：ネイチャーポジティブ

本市の緑地や水辺には希少な動植物が生息・生育していますが、外来動植物も確認されています。市民の自然への重要度や満足度は高いものの、関心は低いことから、自然環境に対する市民や事業者への意識の醸成を図り、生物多様性の保全と創出を一体的に進める必要があります。また、良好な緑地は、温室効果ガスの吸収源となることから、適切な維持管理や整備が必要です。

さらに増加が確認されているアライグマやクビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等の外来動植物の駆除を進める必要があります。

3-4 生活環境

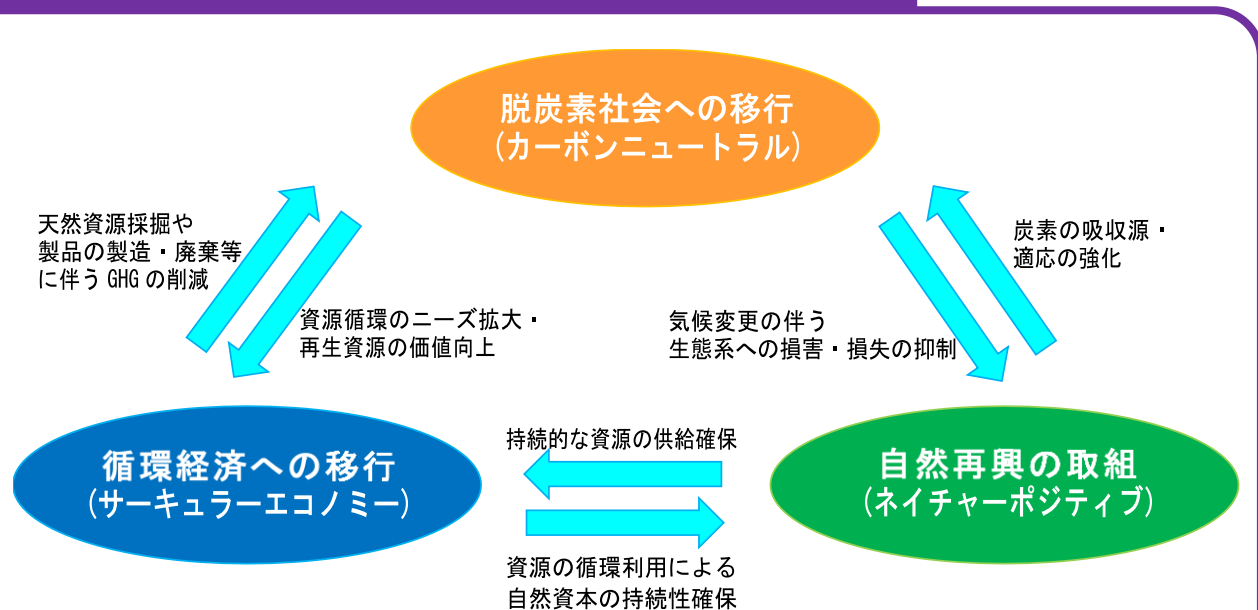
本市の大気や水質、騒音・振動、土壌は、環境基準や規制基準をおおむね達成し、安心安全な暮らしが確保されています。市民の空気や水などへの関心は高くないものの、重要度と満足度は高くなっています。しかし、大気環境や水環境などの環境基準を達成していないものや公害相談もあることから、市民や事業者の発生源防止対策を今後も継続して行う必要があります。また、市では安心安全な暮らしの確保に向けた測定など、環境汚染の監視や防止を継続して行います。

3-5 環境保全活動

本市では、さまざまな主体による環境保全活動や自然観察会などが行われ、市民や事業者、市民団体が精力的に活動しています。しかし、市民の美化活動への参加は多いものの、自然観察会や自然環境の保全活動への参加は少ない傾向となっています。

市民・事業者の環境保全への行動を加速させ、環境保全への認識を深めるため、すべての市民が環境に関する学習の機会を得られるよう検討する必要があります。

気候変動、資源循環、自然環境の統合的な取組みの必要性



出典：第六次環境基本計画に向けた基本的事項に関する検討会 第2回資料：環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方法について (2023、環境省)

出典：環境省

Ⅲ

施策の展開

1

気候変動：カーボンニュートラル

気候変動は、私たちの健康や食料生産能力、住まいや安全、そして仕事に影響を及ぼす可能性があり、本市だけでなく世界的な喫緊の課題です。気候変動は温室効果ガスの増加によって引き起こされています。主要な温室効果ガスは二酸化炭素で、ガソリンを使用した自動車の走行、石炭や石油によるエネルギーの消費等で排出されます。

気候変動対策には、緩和と適応があります。まず、緩和に向け、気候変動の原因である温室効果ガスの排出量の削減と吸収量の確保した日常生活や事業活動への転換に取り組みます。

さらに、気候変動の適応に関する情報の収集と公表、市の特性を生かした適応に向けた行動の周知や官民連携による技術開発に取り組みます。

1-1 省エネルギー活動の普及

省エネルギーにつながる「デコ活」の普及啓発を図り、市民・事業者・市が連携し、10年後の生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で脱炭素につながる将来の豊かな暮らしに向け取り組み、ゼロカーボンシティの実現に向けた各種施策を効果的、効率的に実施します。

省エネルギー機器による節電や節水などの環境にやさしい日常生活や事業活動は、広く市民や事業者に浸透しています。今後も事業者、市民一人ひとりが主体的に省エネルギー活動を実践し、エネルギーの消費量を減らす活動を継続します。

さらに、次世代型交通システムの利用を推進し、エネルギー消費量の削減に加え、環境負荷の低減に取り組みます。

1-2 省エネルギーの率先行動

市の業務から排出する温室効果ガス排出量の削減に向け、公共施設への省エネルギー設備の導入、職員の節電や節水等の省エネルギーに向けた行動を率先して実施し、その成果を市のホームページ等で公表し、市民や事業者の活動を促し、市域から排出される温室効果ガス排出量を削減します。

デコ活 ～くらしの中のエコロがけ～

2050年カーボンニュートラルの削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民の行動変容・ライフスタイル転換を強力に後押しする国民運動です。



デコ活アクション

分類		アクション
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅 (電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ (LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 カ	感謝の心 食べ残しゼロ (食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク (どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでのCO ₂ が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

資料：環境省

1-3 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電システムや太陽熱温水システムは、住宅や事業所等への設置が着実に進んでいます。また、電力利用者の再生可能エネルギーの選択が可能となり、蓄電設備の利用も進んでいます。市は、再生可能エネルギーの利用を進めるとともに、生活環境との調和を前提として市民や事業者の利用を促進します。

また、新たな太陽光発電設備（ペロブスカイト）等、再生可能エネルギーに関する技術革新は着実に進んでいることから、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物）の7種類を燃料としたエネルギーについて、情報を収集、公表し、導入を促します。

今後の施策として、快晴が多い気候を生かした太陽光発電の活用等、市の街並みを生かした地産地消エネルギーの導入と活用について検討を進めます。

1-4 二酸化炭素吸収量確保の促進

木は温室効果ガスである二酸化炭素を吸収するとともに、水源涵養機能や災害の防止等の公益的機能を有しています。市内にはまとまった森林はありませんが、埼玉県は面積の約31%を森林が占めていることから、木材の地産地消やウッド・チェンジに取り組み、森林の適切な維持管理を促進し、カーボンニュートラルの実現に向け、森林の二酸化炭素吸収量の確保を促します。

本市では既に県産木材の利用促進のための県産木材活用促進支援事業を実施しているほか、木質製品の活用や公共施設の木質化に取り組んでいます。引き続きウッド・チェンジに関する情報発信を進めていきます。

ウッド・チェンジとは

身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化する 等

木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。

木は、二酸化炭素を吸収し酸素を放出して、炭素を木の内部に蓄え成長します。その木を木製品や住宅として利用すると、その間は、二酸化炭素を放出することなく蓄え続けます。そして、伐採した跡地に木を植えることで、その木が二酸化炭素を吸収して成長し、森林のサイクルが保たれます。

林野庁では、木材を利用する意義を知っていたが、暮らしの中に木材製品を取り入れることで、日本の森林を育てていく「木づかい運動」を展開しています。



出典：林野庁

1-5 気候変動への適応に向けた取組推進

気温の上昇や極地的な降雨等の極端な気候変動は、熱中症の増加のほか、農業や生態系等の分野ごとにさまざまな影響を及ぼしています。気候変動の緩和に向けた対策に取り組んでいますが、すぐには止まらない気候変動に対応するため、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは市の地域特性を踏まえて農業、自然生態系、自然災害など重要と考えられる分野や項目について整理し、適応に向けた取組みを推進します。

また、気候変動の影響と適応方策等に関する情報を、国や埼玉県、関連機関から収集し、市民・事業者に向けわかりやすく発信します。

気 候 変 動 に つ い て

○気候変動適応計画の主要7分野



農業・林業・
水産業



水環境・
水資源



自然生態系



自然災害・
沿岸域



健康



産業・
経済活動

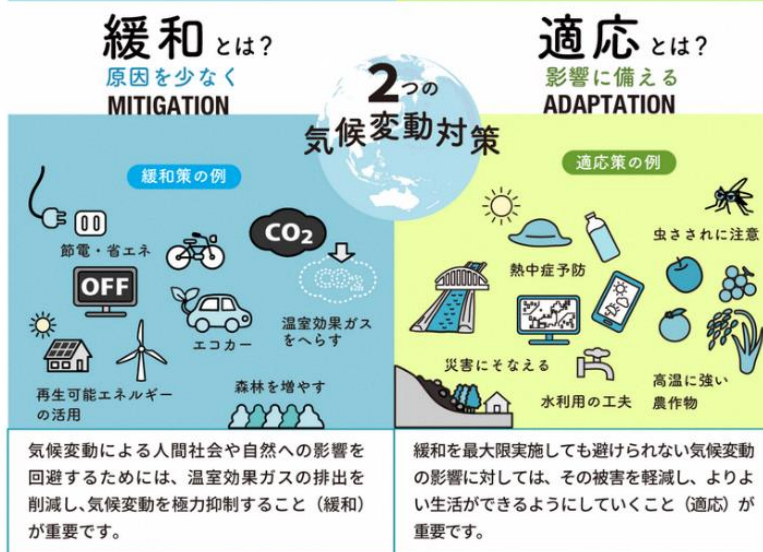


国民生活・
都市生活

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォーム」サイトより

○対策

温室効果ガス排出量を削減する“緩和”と自然生態系や社会・経済システムを調整することにより影響を軽減する“適応”の二本柱があります。



出典：埼玉県気候変動適応センター

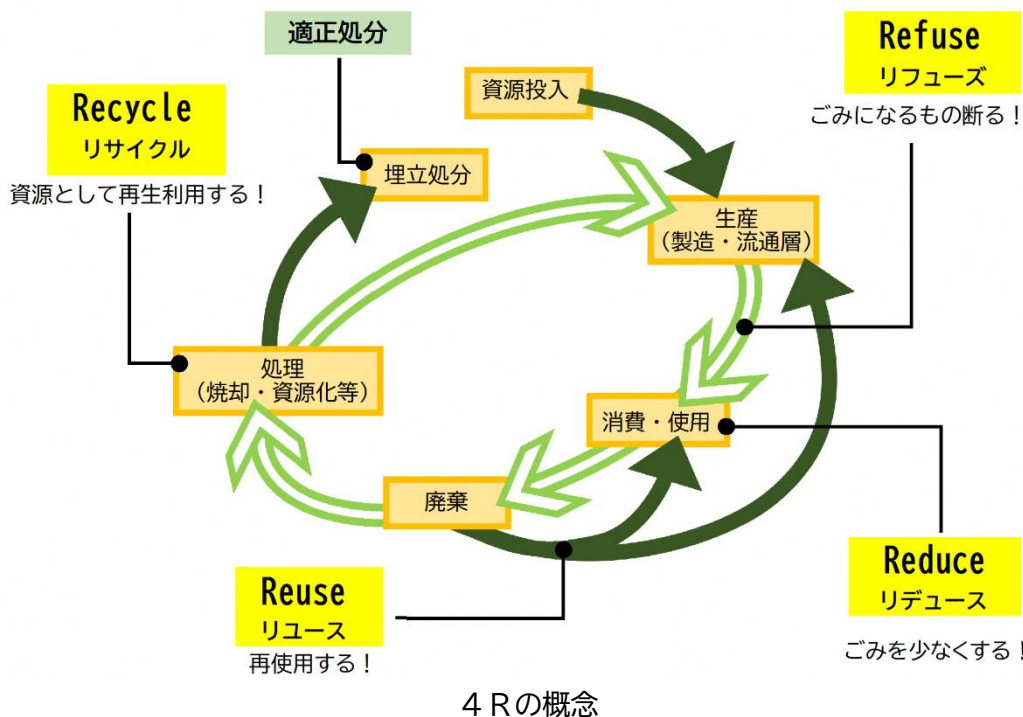
私たちは、たくさんのものに囲まれ、豊かな暮らしを営んでいます。この暮らしを維持するため、多くの資源を使い大量生産・大量消費・大量廃棄をしてきました。これにより、資源の枯渇、廃棄物の増加や多様化に加え、地球温暖化等の多くの環境問題が発生しました。

資源の消費を抑え、廃棄物を減らした豊かで快適で安全な暮らしの維持に向け、新しい産業の創出や技術開発をあらゆる分野で進める必要があります。そのため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で廃棄物の減量化・資源化に取り組み、ものの生産から廃棄までの環境負荷を低減し、資源の消費を抑えた循環型社会の実現に取り組みます。さらに、市の特性を生かした新たな技術開発に官民が連携して取り組みます。

2-1 4 R活動の実践

ごみになるものは断る（Refuse：リフューズ）、ごみを少なくする（Reduce：リデュース）、再使用する（Reuse：リユース）、資源として再生利用する（Recycle：リサイクル）の4 Rについて、さまざまな媒体を活用し市民・事業者に普及を図り、積極的な行動を促します。

ごみとなってしまったものは、適切に分別を行い、再資源化を推進します。今後、分別の変更や追加を行う場合は、市民・事業者への周知を図ります。また、小売店での店頭回収や販売店での回収を活用し、資源として活用が可能なものの分別の徹底を推進します。



2-2 食品ロスの削減

まだ食べられる食品等の廃棄は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の前文において、我が国において、その削減について真摯に取り組むべき課題とされています。食品ロスの削減は、例えば規格外野菜の提供・販売・購入のように市民・事業者・市のそれぞれが、自らできることを実践することで、生活困窮者の支援や資源の有効活用、ごみの減量化につながります。食品ロスの削減に向けた情報の収集、提供、取組みの普及を図り、市民・事業者の主体的な活動を促進します。

2-3 ごみの適正処理の推進

一般廃棄物の収集運搬、中間処理（焼却施設及び粗大ごみ処理施設）、最終処分場の適切な維持管理を行い、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を図ります。

市では収集、処理を実施しないものや処理困難物についての情報を提供し適切な処理を推進します。

また、ごみの野外焼却やペットの糞の放置の防止に向け、啓発や監視を行いごみの適正処理を推進します。

2-4 不法投棄等の削減

道路へのごみのポイ捨てや不法投棄は、市民や事業者の環境保全活動や市や県の監視等で対応してきましたが、解決できていない状況が続いています。

ごみが捨てにくいまちを目指し、市民・事業者・市・県が連携した保全活動や啓発、監視に取り組みます。

使用済紙おむつの再生利用

使用済紙おむつの再生利用等は、焼却処理量の削減や資源循環を促進するとともに、少子高齢化への対応等の社会課題の解決にも貢献できる重要な取組みです。国では2030年度までに再生利用等の取組の実施・検討を行った自治体の総数を100とする目標を掲げています。

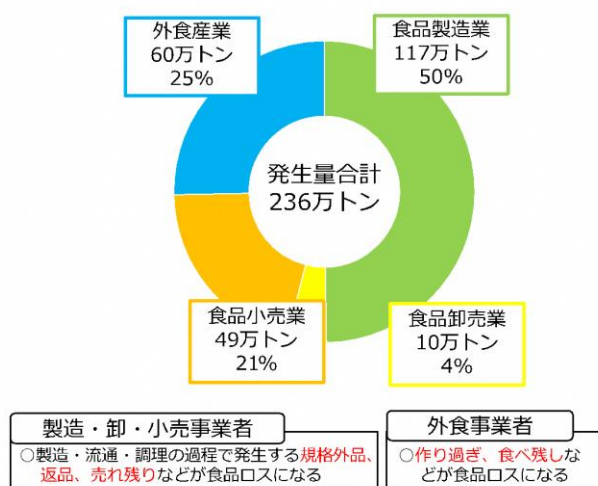


出典：環境省

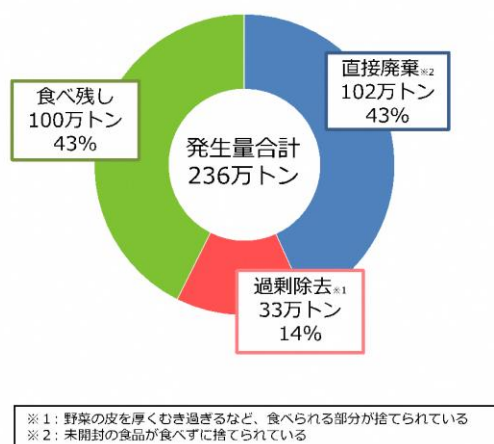
食品ロスについて

食品ロスの発生量は、事業系 236 万トン、家庭系 236 万トンの計 472 万トン（令和 4 年度）と推計されます。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



家庭系食品ロスの内訳



出典：環境省

◆ 家庭での主な取組み ◆

- 買い物前に食材をチェックし、必要な分だけ買う
- 期限表示を確認し、すぐ使うものは期限が短いものを選ぶ
- 規格外商品を購入する
- 適切に保存し、食材を使い切るようにする
- 食べ切れる量を作る
- 外食時には、食べ切れる分だけ注文し、食べ切れない場合は持ち帰る
- 賞味期限が切れていない缶詰やレトルト食品などのフードドライブ利用

◆ 宴会での主な取組み ◆

- 乾杯後 30 分とお開き前 10 分は料理を楽しみ食べ切る「30・10 運動」の導入

◆ 製造・卸・小売業者の主な取組み ◆

- 製造時のロスを減らす
- 規格外の野菜等の販売ルートの整備
- 適切な在庫管理、販売管理
- 期限が近い商品の売り切り
- 賞味期限が切れていない缶詰やレトルト食品などのフードドライブ利用

◆ 外食事業者の主な取組み ◆

- 料理の量を選べたり、余った料理を持ち帰れたりできるようにする
- 適切な在庫管理
- 賞味期限が切れていない缶詰やレトルト食品などのフードドライブ利用

本市は、多くの河川があり、その河川から水田水域まで多様な水環境に恵まれ、そこに豊かな生物多様性が維持された自然環境が見られます。しかし、高齢化などの人手不足、気候変動や外来種の流入など、十分な維持管理が行われずに荒廃が見られます。特に、緑地環境の荒廃は、温室効果ガスの吸収量の低減につながり、カーボンニュートラルにも大きな影響を与えます。また、これら緑地や水域は多くの動植物の生息生育域となっており、2030 年までに自然を回復軌道に乗せていかなければならない、生物多様性においても重要となっています。

市民・事業者・市が連携し緑地や水辺、農地、さらに市内に点在する公園や住宅地や事業地の緑地等を適切に維持管理し、さらに市の特性を生かした新たな生物多様性の創出に取り組みます。

3-1 動植物の生息生育空間の把握と創出

市域の動植物や希少種を把握し、その生息生育空間である河川等の水辺空間や緑地環境を適切に保全するとともに、市民・事業者・市が協働しビオトープの設置等により、新たな生息生育空間を創出します。

市内の希少種等の情報は適切に管理し、必要に応じて公表します。

3-2 外来生物の防除駆除の促進

市内で生育生息が確認されているアライグマやクビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等の外来動植物の駆除を行うとともに、市民・事業者へ情報を提供し、防除や駆除への協力を促します。

また、新たな外来動植物が確認された場合には、その対応についての情報を提供します。

3-3 緑地環境の保全と緑化の促進

緑は生活にうるおいを与えるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や温室効果ガスの吸収にも寄与します。市内には多様な屋敷林・社寺林、水田等の緑地が残され、緑化率も高くなっています。これらの緑地環境を今後も保全するとともに、市民・事業者による身近な住宅や事業地内の新たな緑化を促進します。

水城公園や古代蓮の里のほか、市内の公園等を適切に維持管理し、身近な緑を確保するとともに、これらを活用した観察会等により、緑と触れ合う機会を創出します。

3-4 水辺空間の保全と活用

市域には多くの河川や水路等の多様な水辺空間が残されています。水と緑がある風景は本市の原風景で、市民に安らぎを与えています。河川や水路等の流域の水辺空間の保全や適切な維持管理するため、市民・事業者・市が連携し、取り組みます。水辺空間の環境保全を図ります。

水辺や水域には、多くの動植物が集まり、生態系が維持されています。これら生物多様性を保全するとともに、これらを活用した観察会等により、水辺と触れ合う機会を創出します。

3-5 農地の保全と活用

市域には多くの農地が残され、農業が営まれています。しかし、高齢化などによる担い手不足などで耕作放棄地が見られます。市民・事業者と連携し担い手の確保や農地の集約化により農地の保全に取り組みます。

また、環境に配慮した環境保全型農業や有機農業に取り組む農業者を増やし、付加価値の高い農産物生産や加工、農産物の地産地消の普及を図ります。

さらに、耕作が行われていない農地を活用した市民農園や体験型の農園や観光農園等の整備を促進します。

田園風景

私たちが暮らすまちは、工場や事業所、商業施設などのほか、道路や鉄道、住宅、農地など、さまざまなもので形成され、それぞれが密接に関わり成り立っています。

すべての人々が、まちで安心して快適に暮らすためには、各種法律の規制基準や環境基準を遵守するだけでなく、さらなる配慮が必要となります。近年は、工場や事業所等の環境負荷は低減していますが、法規制の対象とならない施設や住宅等からの環境負荷も見られます。市民・事業者・市のそれぞれが、環境負荷を低減した暮らしや事業活動に取り組みます。

4-1 大気汚染物質の発生源対策

法令に基づき、ばい煙発生施設等の適切な稼働を指導し、大気汚染物質の発生を抑制します。また、野外焼却の禁止を徹底します。

4-2 自動車排出ガスの抑制

公共交通機関の利用を促し、自家用車の利用を抑制します。近年、低公害車やハイブリッド車の普及が進んでおり、さらに、排ガスを排出しない電気自動車や燃料電池車等の普及を促進します。また、市内を走行するバスのEV化を検討します。

4-3 有害物質の適正使用・排出抑制

有害物質に関する法令や事業者の情報等を収集し、市民・事業者が発信するとともに、有害物質の適切な使用、管理、使用の低減を促します。

4-4 公共用水域の監視、汚濁防止

市内を流れる河川等の定期的な水質の監視を継続して行います。事業者には、法令に基づく特定施設の適切な稼働を指導し、水質汚濁の発生を防止します。市民等が排水する生活排水についても、下水道や合併処理浄化槽を活用した適切な処理を啓発します。

4-5 土壌・地下水汚染の防止

法令に基づく施設の適切な稼働を指導し、事故等で汚染物質が漏洩したときは、事業者等に適切な対応を指導します。地下水については、県と連携して定期的な監視を継続して行います。

4-6 騒音・振動・悪臭対策

道路交通騒音の定期的な測定を継続して行います。法令に基づく特定施設の適切な稼働を指導し、騒音・振動・悪臭の発生を防止します。騒音・振動・悪臭は規制基準以内であっても、日常生活で不快な影響を受けやすい感覚公害でもあるため、低減に向け啓発を行います。

4-7 景観の保全

地域の歴史的・文化的な景観は、観光資源として活用しつつ、市民・事業者とともに保全を図ります。

身近に広がる田園風景は、本市を象徴する環境であり、市民の散歩等にも活用されています。農業の活性化を図り、田園景観の保全を図ります。

街並みの景観を保全するため、歴史的・文化的に価値のある建造物や樹木を指定するほか、電柱の地中化、屋外広告物の適正化等を進め都市景観の保全を図ります。

景観

市民の環境に対する意識は、メディアなどがSDGsを取り上げる機会が増えたことで高まりつつあります。また、スマートフォン等の情報ツールが普及し、環境情報へのアクセスもしやすくなっています。環境に興味を持ち、理解を深め、環境の保全や創出に向け行動する人を増やしていくため、活発な情報発信や環境学習を行うとともに、その指導者を育成します。

5-1 環境配慮行動の推進と情報の発信

環境保全に向けた意識の醸成を図るため、市が主体で実施する全市民参加型の「ごみゼロ運動」は今後も継続して実施します。また、事業者や市民団体、県等が計画し実施する公園や河川の美化活動や自然環境の保全活動などの環境配慮活動について、情報を収集し、市のホームページ等で情報発信を行い、市民・事業者の積極的な参加・協力を促します。

5-2 多様な環境教育の推進

環境への意識向上を図るため、市が主催する観察会や、学校を含む市内の公共施設などを活用した環境教育を実施します。また、市民団体等が行う観察会や環境教育の情報を収集し、市のホームページ等で情報発信を行い、市民・事業者の積極的な参加を促します。

5-3 環境イベントの実施

市内で実施している緑や花のイベントやサケ観察会等の各種イベントを、市のホームページ等で広報し、市民・事業者の積極的な参加を促し、継続して実施します。

5-4 環境配慮行動のリーダー育成

環境保全活動や環境教育などのリーダーの登録制度を活用し、市内のリーダーを発掘し育成します。

観察会等

主体別の取組

◆ ◆ 市 民 ◆ ◆

気候変動 カーボン ニュート ラル	○ デコ活アクションを実践します ○ 自家用車を運転するときは、急発進・急加速をせず、エコドライブに努めます ○ 公共交通機関や自転車の利用に努めます ○ 農産物やエネルギーの地産地消に努めます ○ 快晴が多い気候を生かした住宅への新たな太陽光発電等の設置や再生可能エネルギーの利用に努めます
資源循環 サーキュ ラーエコ ノミー	○ ごみの野外焼却はしません ○ 資源物の集団回収や小売店舗での店頭回収に協力します ○ 食材は適切な量を購入し使いきる、ごみにならない調理法等の実践、生ごみの堆肥化に努めます ○ 使い捨て商品やプラスチック製品の使用を控えます ○ ごみを減らすため、詰め替え商品の利用やマイバッグの持参等を行うとともに、ごみの分別を徹底します
自然環境 ネイチャ ーポジテ ィブ	○ 特定外来種を把握し、移動させない、持ち込まないを実践し、見つけた場合には市に情報を提供します ○ 地域の希少生物を、地域住民が一体となって守ります ○ 庭木の植樹など、住まいの緑化に努めます ○ 地元産の食材を利用します ○ 農業体験に参加します
生活環境	○ 洗剤等は適量を使用し、食べ残しや油は台所等から直接排水しないようにします ○ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置し、生活排水を適切に処理します ○ 雨水は貯留し、植栽への散水利用等に努めます ○ 家庭から発生する騒音・振動・悪臭を抑制します ○ 歴史的・文化的景観への理解と保全活動に取り組みます
環境保全 活動	○ 地域、市や市民団体が実施する各種の環境保全活動に参加します ○ 自然観察会や環境学習等に参加します ○ 多様な主体が企画する環境保全活動や環境イベントに参加します ○ 国・県・市が公表する環境情報への関心を深めます ○ 環境に関するセミナーやシンポジウムの参加します

◆◆事業者◆◆

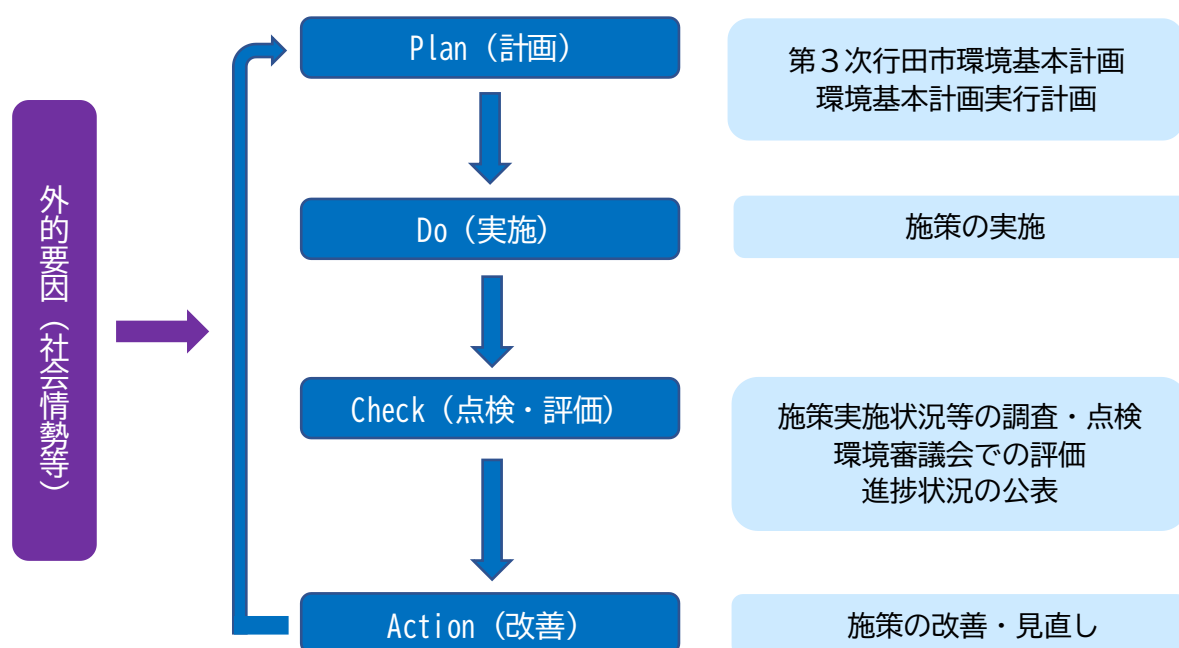
気候変動 カーボン ニュート ラル	○ デコ活アクションを実践します ○ 環境マネジメントシステムの導入、継続に努めます ○ フロン類を適正に管理します ○ 自動車を運転するときは、急発進・急加速をせず、エコドライブに努めます ○ 快晴が多い気候を生かした事業所への新たな太陽光発電等の設置や再生可能エネルギーの利用に努めます ○ Jクレジットや県のカーボンオフセット等、CO₂排出権取引制度の活用にも努めます
資源循環 サーキュ ラーエコ ノミー	○ 廃棄物を減量化するとともに、分別を徹底し適切に処理します ○ 資源物の店頭回収や処理困難物等の回収を行います ○ 適切な生産管理、在庫管理により、食品ロス削減に努めます ○ 外食産業では、量の調節や持ち帰りの促進により、食品ロス削減に努めます ○ プラスチック製品から代替製品への転換に努め、プラスチック製品の使用を控えます
自然環境 ネイチャ ーポジテ ィブ	○ 特定外来種を把握し、移動させない、持ち込まないを実践し、見つけた場合には市に情報を提供します ○ 事業地内の緑化に取り組みます ○ 地元産の食材を利用します ○ 耕作放棄地の解消、農業の担い手の育成に取り組みます ○ 環境保全型農業を実践します
生活環境	○ 事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭を防止するため、適切な設備の維持管理や公害防止設備の導入に努めます ○ 排ガス濃度が低い低公害車や排ガスを発生しない電気自動車や燃料自動車等の導入に努めます ○ 化学物質は適切に管理し、事故や災害時の流出防止対策に取り組みます ○ 建設工事では、環境に配慮した工法を採用します ○ 水の有効活用、再利用により地下水の利用を抑制します
環境保全 活動	○ 事業所周辺の美化活動に取り組みます ○ 自然観察会や環境学習等に協力します ○ 従業員が各種の活動に参加できる環境づくりに努めます ○ 市民や市との交流や情報交換等により連携に努めます ○ 事業活動における環境配慮等について情報を発信します

気候変動 カーボン ニュート ラル	○ デコ活の普及に向けた広報を行い、自らも実践します ○ 快晴が多い気候を生かした公共施設への新たな太陽光発電や再生可能エネルギーの導入、市民・事業者への普及に向けた啓発を行います ○ 農産物やエネルギーの地産地消に向けた啓発を行います ○ 気候変動に関する情報収集・状況の把握・情報提供に努めます ○ 豪雨等による被害を軽減するため、浸水に関する情報や避難場所の周知、ハザードマップの見直しに努めます ○ Jクレジットや県のカーボンオフセット等、CO₂排出権取引制度の普及を促進します
資源循環 サーキュ ラーエコ ノミー	○ ごみの野外焼却禁止や適切な処理の監視と周知を図ります ○ 資源ごみの分別の徹底、食品ロスの削減及びごみの減量に関する情報を収集し公表します ○ 資源物の集団回収や店頭回収の活用を促進します ○ ごみ減量化、資源化に取り組みます ○ 生ごみの減量に向け、水切りや生ごみ処理機器等の普及啓発を図ります ○ 新たなごみ処理施設でのサーマルリカバリー、剪定枝の資源化を図ります
自然環境 ネイチャー ポジティブ	○ 希少動植物の生息、生育地、公園等の緑地や河川・水路等の維持・整備に取り組みます ○ 公共施設への緑化の実施、市内の緑化を啓発し、市内の緑地を保全します ○ 特定外来生物による被害等に関する情報を収集し公表し、防除に取り組みます ○ 公園等の外来生物の駆除や水質改善に取り組みます ○ ボランティア等による自然環境の保全活動の情報を収集し公表します ○ 自然観察会や環境学習等を企画・開催します
生活環境	○ 県と連携した大気汚染状況やダイオキシン類の監視、事業者の排水、騒音・振動・悪臭への適切な指導等を行います ○ 河川・水路の水質測定監視と事故発生時には被害の拡大防止に努めます ○ 公共下水道の整備、合併処理浄化槽への転換の普及啓発を行い、生活排水処理対策を推進します ○ 環境関連の情報や各種測定データ等の情報を収集・公表します ○ 歴史的・文化的景観に関する情報を収集・公表し、保全活動を推進します
環境保全 活動	○ 美化活動や環境保全活動、自然観察会等の環境学習を開催します ○ 市民や市民団体、事業者の連携を推進します ○ 環境保全活動、環境学習等の指導者の育成に関する情報等を収集し公表します ○ 市主催のイベント等で、環境に関する情報を公表します ○ 環境に関するセミナーやシンポジウムを、市民団体等と連携して開催します

IV 計画の推進

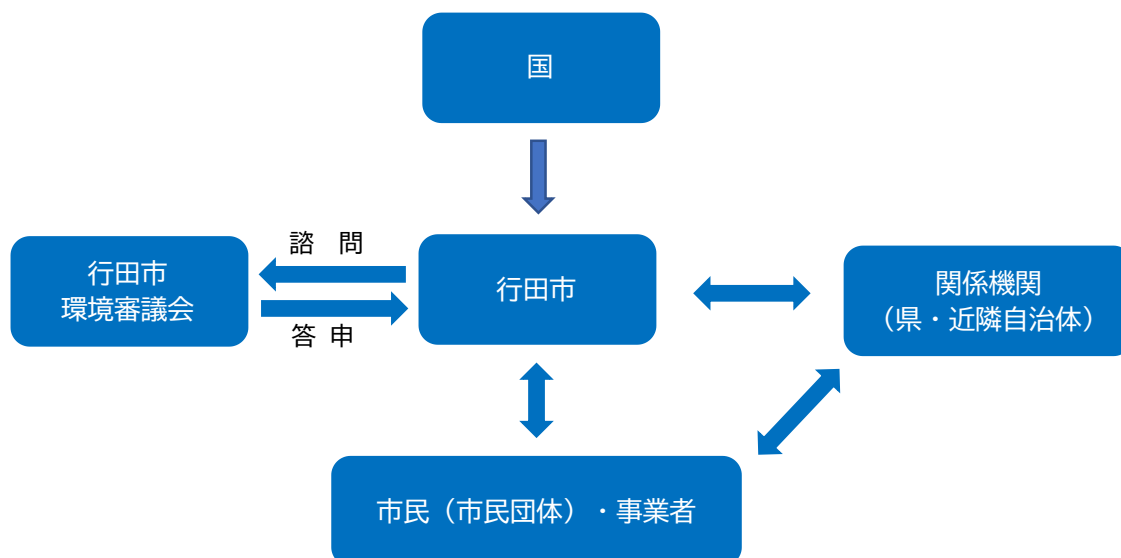
1 進 行 管 理

本計画の望ましい環境像の実現のため、市民・事業者及び市による自主的、継続的な取組の改善が重要です。そこで本計画では、計画～各施策の推進～進捗状況の点検～見直しというPDCAサイクルによる進行管理を実施し、各主体の取組の継続的な改善を図っていきます。



2 推 進 体 制

下記のとおり、本市が主体となり市民・事業者と連携し、目標の達成に向け推進します。



気 候 変 動 適 応 計 画

気 候 変 動 に つ い て 1

○国や県の影響評価結果

環境省では、おおむね5年ごとに国全体の「気候変動影響評価（気候変動適応法第10条）」を行っており、前述した7分野の細目71項目について既存の文献や気候変動及び予測結果等を活用し、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。本市の地域特性を考慮し、重要性を選定しました。

○本市で進めるべき対策の分野

○本市における重要性の選定理由

A：国の影響評価で重大性、緊急性、確信度が高いと評価される項目で、本市においても高いと評価される項目

B：国の影響評価で緊急性及び確信度が中程度あるいは低いと評価される項目で、本市においても中程度と考えられる項目

分野	大項目	小項目	国の影響評価 2020			行田市 重要性
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	A
		野菜等	◇	○	△	B
		果樹	○	○	○	A
		病害虫・雑草等	○	○	○	A
		農業生産基盤	○	○	○	A
	水産業	内水面漁業	○	○	△	B
水環境・水資源	水環境	湖沼・河川	○	△	△	B
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	○	○	○	A
		野生鳥獣の影響	○	○	□	B
	淡水生態系	湖沼・河川	○	△	□	B
	分布・個体群の変動		○	○	○在来種 △外来種	B
自然災害	河川	洪水・内水	○	○	○	A
	その他	強風等	○	○	△	B
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○	A
		熱中症等	○	○	○	A
	感染症	節足動物媒介感染症	○	○	△	B
市民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	道路・交通等	○	○	○	A

【重大性】 ○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる

【緊急性】 ○：高い △：中程度 □：低い

【確信度】 ○：高い △：中程度 □：低い

気 候 変 動 に つ い て 2

○将来の気候変動影響と主な対策

各分野でのこれまでに生じている影響、将来予測される影響及び影響に対する適応策を示します。なお、適応策は現時点での「将来予測される影響」に基づくものであるため、各研究機関等と連携しながら、より適した対策の検討を進め、適宜見直していくこととします。

● 農業・林業・水産業

水稲	影 響	環境省影響評価報告書では、既に全国で気温の上昇による白未熟粒の発生や一等米比率の減少による品質の低下、一部の地域や極端な高温年には収量の低下もみられる報告されています。将来的には、白未熟粒や胴割れの発生等による品質低下の増加が懸念されている。 環境省の「環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応施策に関する総合的研究」では、コメ収量についての予測をおこなっており、RCP8.5 シナリオで収量を重視した場合ではすべての気候モデルで収量が増加するとされ、品質を重視した場合には収量が減少すると予測されています。
	適 応 策	短期的には、水・施肥管理の徹底・最適化等の栽培管理の高度化や変更を進めつつ、長期的には栽培管理の継続的な最適化に加え、高温耐性のある新品種の開発状況を把握し、導入の検討に向け、適切な情報提供を進める必要があります。
野菜等	影 響	生育期間の高温化により、全国的に露地野菜の収穫期の早期化や生育障害の発生頻度の増加が見られ、生育期間の高温化によりイチゴをはじめとする野菜の花芽分化の遅滞等が報告されています。果菜類では、高温多雨等による着果不良や生育不良等が報告されています。また、害虫のハムシ類、カメムシ類、ヨコバイ類等の被害が増加するおそれがあります。
	適 応 策	露地野菜では、適正な品種選択や栽培時期の調整、病害虫の適期防除等を行うことにより、安定供給を図る必要があります。施設野菜では、高温対策として換気・遮光を適切に実施するほか、地温抑制マルチや細霧冷房、循環扇等の導入の推進に取り組む必要があります。高温に由来する病害虫等の情報を収集し、適切な情報提供に努めます。
果樹	影 響	影響評価報告書では、果樹は気候への適応性が非常に低い作物で他の作物に先駆けて、温暖化の影響が現れていると報告されています。ナシの産地では秋冬季に花芽の耐凍性が十分に高まらないことで発芽不良を引き起こすことや、ブドウの産地では巨峰等に赤熟れと呼ばれる着色不良、柿の産地では果実軟化や着色遅延、リンゴの産地では着色不良や日焼け等、近年の温暖化に起因する障害がほとんどの樹種や地域に及んでいるとされています。
	適 応 策	ブドウでは果実の着色を向上させる環状はく皮の導入や、着色の影響がない「シャインマスカット」等の青系品種への転換及び導入が進んでいます。 果樹は永年作物であり、成長するまでに一定期間を要することや需給バランスの崩れからも価格の変動を招きやすいことから、本市においても他の作物と比較し長期的視野に立って対策を講じていくことが不可欠です。

気 候 変 動 に つ い て 3

● 農業・林業・水産業

病害虫 雑草等	影 響	影響評価報告書では、気温の上昇により、害虫の分布域の拡大や年間世代数及び発生量の増加、発生盛期の変化をもたらす可能性があるとの報告されています。病害についても、気温の上昇による発生地域の拡大、発生量の増加が想定されます。
	適 応 策	国内における病害虫の発生状況や被害状況を的確に把握し、本市においても関係機関と連携しながら気候変動に対応した病害虫防除体制の確立に努めます。
農業生 産基盤	影 響	影響評価報告書では、農業生産基盤に影響を与える降水量について、「多雨年」と「渇水年」の変動の幅が大きくなるとともに、雨が短期的にまとめて降る傾向が見られると報告されています。将来的には6月から10月で全国的な洪水リスクが増大すると予測されています。また、降雨強度の増大で洪水による農業生産基盤への影響は低地水田ほど湛水時間が長くなり、被害に遭う状況となることが予測されます。
	適 応 策	排水路等の整備により農地の湛水被害の防止に努めます。また、強風及び突風等による災害の増加も想定されるため、災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入の推進にも努めます。
内水面 漁業	適 応 策	影響評価報告書では、気温の上昇により河川や湖沼などの内水面の水温も上昇し、変温動物である魚類の生理状態は環境水温の影響を直接受けるとされています。また、降水パターンの変化（短時間強雨、長雨等）は生息環境の悪化の要因となります。特にアユやワカサギの漁獲量減少が懸念され、本市においてはホンモロコの養殖にとっても大きなリスクとなります。
	影 響	河川や湖は海洋に比べ水産資源の量が少なく、資源の枯渇を招きやすいことから、河川等の環境の保全・管理、増殖・資源管理を引き続き進め、天然魚の保全も含めた健全な個体群や生息環境を維持・改善していくことが気候変動への適応につながると考えられます。

● 水環境・水資源

湖沼・ 河川	影 響	影響評価報告書では、全国265観測地点のうち夏期は76%、冬季は94%で水温の上昇傾向が確認され、水温の上昇に伴う水質の変化が指摘されている報告されています。湖沼では、将来水温の上昇がアオコの発生の長期化につながると予測されています。
	適 応 策	気候変動と水質の変化、アオコの発生等との関係には長期的な分析が必要となり、研究機関と連携した把握に努めます。また、本市においても工場や事業所からの排水対策や家庭からの生活排水対策等、水質変化を起こさない取組を進めます。

気 候 変 動 に つ い て 4

● 自然生態系

自然林・二次林	影響	影響評価報告書では、自然林や二次林の分布適域の移動や拡大の現状について、各植生帯の南限及び北限付近における樹木の生活型別の現存量の変化が確認され、気温上昇の影響によって、過去から現在にかけて落葉広葉樹が常緑広葉樹に置き換わった可能性が高いと考えられている箇所が国内で複数地域確認されています。
野生鳥獣の影響	影響	野生鳥獣の影響については、日本全国でイノシシの分布が拡大しています。市街地及びその周辺では、カラスやイノシシ、ハクビシン等の被害が確認されるとともに、アライグマの出現もみられます。植物の開花時期や鳥をはじめとする動物の初鳴きの早期化等、動植物の生物季節の変動について多数の報告が確認されています。
共通	適応策	生態系への影響に対する適応策の基本は、モニタリングにより生態系と種の変化の把握を行うとともに、気候変動の要因によるストレスにも着目し、これらの影響の軽減や生態系ネットワークの構築により、気候変動に対する順応性の高い生態系の保全と回復を図る必要があります。

● 自然災害

洪水・内水氾濫	影響	時間雨量 50 ミリメートルを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリメートルから数千ミリメートルを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。市内では表 市内での自然災害に示す台風や落雷等の自然災害により、多くの河川が氾濫し床上又は床下浸水をはじめ、多くの被害が発生しています。今後も、地球温暖化の影響と思われる気候変動への留意が必要になります。
	適応策	行田市防災マップの普及啓発と地域の点検により、安全な避難措置の周知が重要となります。特に、情報の伝達や安全な避難所、避難経路の確保といった的確な避難を可能にする体制を整える必要があります。さらに浸水想定区域の住民においては、災害時の避難行動を事前に決めておく「マイタイムライン」を作成し、災害に備えるよう啓発することが必要になります。あわせて、市民の防災意識を高めることで自ら適切な判断ができるよう啓発することが重要となります。
強風	影響	影響評価報告書によると、RCP8.5 シナリオを前提とした研究では、21 世紀後半にかけて、地域ごとに傾向は異なるものの、気候変動に伴う強風や強い熱帯低気圧が多く発生すると予測されています。本市においても強風による農業用ハウス等の被害が発生しています。
	適応策	気候変動に伴う強い台風に対しては、災害に強いハウスの導入や保証への加入を推進します。また、その気象状況を防災行政無線等で知らせるとともに、市民が自ら安全確保行動がとれるよう、啓発を進めます。

● 市民生活・都市生活

道路・交通	影響	豪雨による冠水、高温の影響等に起因する道路の劣化等がみられます。このため、道路の修繕及び改修、復旧に必要な費用が増加すると予測されます。
	適応策	気候変動がインフラに及ぼす影響について、具体的に評価した研究事例が少ないため、今後、国や研究機関からの情報を収集していきます

気 候 変 動 に つ い て 5

● 健康

暑熱	影 響	全国的に気象上昇による超過死亡（直接・間接を問わず、ある疾患により総死亡がどの程度増加したかを示す指標）が、高齢者を中心に増加傾向にあることが確認されています。また、1年間の真夏日（日最高気温が30℃以上の日）の日数が多くなると、熱中症死亡者数も増加する傾向にあります。熱中症は暑熱による直接的な影響の一つであり、気候変動との相関が強いと考えられています。熱中症による救急搬送人数、医療機関受診者数・熱中症死亡者数は、全国的に増加傾向となっています。
	適 応 策	救急、医療、教育、労働、スポーツ、観光、日常生活等の各場面において、気候情報及び暑さ指数（WBGT）の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施します。
感染症	影 響	デング熱等の感染症を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）の生息域が東北地方北部まで拡大しているほか、蚊媒介感染症の国内への輸入感染症例は増加傾向にあります。本市では影響が顕在化されているわけではありませんが、今後の気候変動により感染症の発症例が見られる可能性もあります。
	適 応 策	関係機関と連携しながら、感染症の発生動向を注視し、発生時には市民に対し注意喚起を行うほか、幼虫の発生源の対策及び成虫の駆除、防蚊防ダニ対策に関する注意喚起を行います。

表 市内での自然災害（平成以降）

発生年月日	原因・分類	市内での被害状況
平成 3(1991)年 8 月 20～21 日	台風 12 号	床上浸水 19 戸、床下浸水 89 戸、道路冠水 21 ヶ所、忍川流域氾濫面積約 9.2 ㍴
平成 7(1995)年 8 月 21 日	雷雨	床上浸水 36 戸、落雷火災 2 ヶ所、道路冠水 14 ヶ所
平成 8(1996)年 9 月 22 日	台風 17 号	床上浸水 4 戸、床下浸水 63 戸、道路冠水 52 ヶ所
平成 12(2000)年 7 月 7 日	台風 3 号	床下浸水 3 戸、道路冠水 14 ヶ所
平成 16(2004)年 8 月 7 日	雷雨	床上浸水 2 戸、床下浸水 8 戸、道路冠水 8 ヶ所
平成 18(2006)年 5 月 20 日	集中豪雨	床下浸水 7 戸、道路冠水 13 ヶ所
平成 23(2011)年 3 月 11 日	東日本大震災	震度 5 強。負傷者 4 名、住宅一部破損 985 戸、漏水 10 カ所、道路破損 2 カ所、液状化 1 ヶ所
平成 23(2011)年 7 月 19～20 日	台風 6 号	床下浸水 13 戸、道路冠水 42 ヶ所
平成 25(2013)年 9 月 15～16 日	台風 18 号 ・竜巻	全壊 8 件、一部損壊 174 件、その他 34 件（物的 27 件、倒木 7 件）
平成 26(2014)年 2 月 14～15 日	大雪	人的被害 8 件、全壊 3 件、半壊 5 件、一部損壊 137 件、その他 336 件（物的 308 件、倒木 28 件）
令和元(2019)年 10 月 12～13 日	台風 19 号	床上浸水 55 件、床下浸水 201 件、非住宅の浸水 23 件、自動車の浸水 187 台、その他 24 件、農業被害 60 ㍴

出典：行田市資料「過去の災害・資料（2022 年 1 月）」